

## 第 2 章 地震災害対策計画

### 第 1 節 応急活動体制

市及び防災関係機関は、市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、適切な応急対策を実施する責務がある。

このため、勤務時間中、夜間・休日を問わず、市域で震度 4 以上の地震が発生した場合に、迅速に指揮命令系統を確立して的確な応急対策を実施するため、災害対策本部等の設置、職員の動員・配備など必要な措置を定め、応急活動体制を確立する。

#### 1 市の活動体制

##### (1) 災害警戒本部

市の地域において震度 4 の地震が発生した場合は、火災・家屋の倒壊、土砂崩れ等の災害が発生するおそれがあることから、災害に対する警戒のため、総務部長を警戒本部長とした災害警戒本部を設置する。

##### ア 警戒本部の組織

(ア) 本部長：総務部長

(イ) 副本部長：産業振興部長、都市整備部長、市民環境部長、福祉保健部長

(ウ) 本部長

安全対策課、農林水産整備課、道路課、河川公園課、地域げんき課、長寿介護課の各課長並びに当該課長があらかじめ指定した災害担当 GL 及び係員

##### イ 警戒本部の業務

(ア) 市民、関係機関等からの災害関連情報の収集・伝達及び処理

(イ) 災害の発生が予想される地域、危険箇所等の巡回及び警戒

(ウ) 予想される応急対策に必要な事項の準備

(エ) 防災関係機関等に対する警戒本部設置の報告・通知

##### ウ 設置場所：安全対策課（大会議室）

##### エ 災害警戒本部の廃止又は災害対策本部への切替の時期

(ア) 災害警戒本部の解散は、被害の発生がなく、余震等による影響も少ないと判断される場合に、本部長が解散する。

(イ) 地震による被害が拡大して災害対策を総括的、かつ統一的に処理する必要があると認められた時は、「災害警戒本部」を「災害対策本部」に切り替える。

##### (2) 災害対策本部

市の地域において、震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、大村市災害対策本置条例等に基づき、速やかに災害対策本部を設置し、災害に即応する。

##### ア 対策本部の組織

組織については、別表 1 による。

##### イ 対策本部の業務

対策本部各部・各班の分掌事務は、別表 2 による。

##### ウ 設置場所：大会議室（代替 中央公民館大会議室）

災害対策本部の配置は、別図 1・2 による。

エ 災害対策本部設置の通知

総務部長は、災害対策本部を設置したときは、直ちに長崎県知事及び関係機関に災害対策本部を設置したことを通知する。

関係機関の連絡先については、「資料編VI関係機関等」の項による。

オ 防災関係機関の派遣員

対策本部を設置した場合、災害対策本部長は、各防災関係機関に対し、災害対策本部派遣員を求める

カ 災害対策本部の解散

(7) 本部長は、災害応急対策が概ね完了し、余震等による被害の発生も終息したと認めるときは、災害対策本部を解散する。

(4) 災害対策本部解散の通知等は、災害対策本部の設置に準じて処理する。

キ 現地災害対策本部

(7) 現地災害対策本部の設置

地震による被害地が、災害対策本部から離隔し、又は災害対策本部との通信連絡に円滑を欠く場合は、必要に応じて現地災害対策本部を設置する

(4) 現地災害対策本部の解散

- a 地震の危険が解消したとき。
- b 災害応急対策が概ね完了したとき。

(3) 職員の動員・配備

ア 職員の配備の決定

総務部長は、市内において震度4以上の地震が発生した場合は、市長に報告して、その指示を受けるとともに地震による被害の発生を予想し、配備区分を決定して、各部長へ通達する。

イ 配備区分

配備区分		配備基準	各配備区分に基づく措置
警戒本部		震度4の地震が発生した場合	1 指定された職員は、所属課において情報の収集・伝達及び処理 2 危険箇所・区域等の巡回・警戒 3 避難指示等の発令の検討及び指定避難所の開設
対策本部	第1配備	震度5弱の地震が発生した場合	1 指定された職員の配置 2 情報の収集・伝達及び処理 3 必要な応急対策の実施 (指定避難所の開設含む)
	第2配備	震度5強の地震が発生した場合	1 指定された職員の配置 2 情報の収集・伝達及び処理 3 必要な応急対策の実施 (指定避難所の開設含む)
	第3配備	震度6弱以上の地震が発生した場合	市の全機能をあげた応急対策の実施

#### ウ 職員の配備編成基準

配備区分に応じた配備基準は別表 3 による。

#### エ 職員の招集等

- (ア) 各部長は、あらかじめ所属職員の職、住所等を考慮して、非常招集の連絡系統を決定し、当該職員に周知徹底を図り、要員の確保に万全を期するものとする。
- (イ) 各部長は、配備区分に基づく動員命令を受けたとき、又は自ら災害情報を入手し、応急対策の必要があると認めた場合は、所属職員を動員し、対策業務を遂行するものとする。
- (ウ) 各部長は、あらかじめ所属職員の配備区分及び担当事務を定め、定期的に研修を実施し、災害発生時に支障をきたさないように努めるものとする。
- (エ) 職員は、地震震度に応じた配備区分に基づく自己の任務を熟知するとともに、配備命令を受けたときは直ちに指定された場所に参集し、業務に従事するものとする。
- (オ) 職員は、市域において震度 4 以上の地震の発生を知った時は、配備命令がない場合であっても、自発的に所属長と連絡を取り、指示を仰ぐとともに、常に自分の所在、連絡方法等を明確にしておくものとする。
- (カ) 職員は、道路の決壊・交通機関の不通等により、指定された場所に参集できない場合は、もよりの出張所等に参集し、各部長の指示を受ける。
- (キ) 職員は、夜間、休日等において震度 5 弱以上の地震が発生した場合には、部長からの連絡・指示を待つことなく、各配備に応じて自主登庁し、職務に従事するものとする。

#### オ 協力（応援）

災害状況の推移等によって、各部・各班における災害対策配備員が不足するときは、次の要領によって、他の部・班又は災害対策基本法第 29 条の規定に基づく指定行政機関職員の派遣、協力を求めるものとする。

- (ア) 対策本部各部内で余裕のある班から応援する。
- (イ) (ア) 項でなお不足する場合は、他の部から応援する。
- (ウ) 特定職種の職員が不足するときは、災害対策基本法第 29 条の規定によって他の機関から応援を求める。

#### カ 職員参集の伝達方法

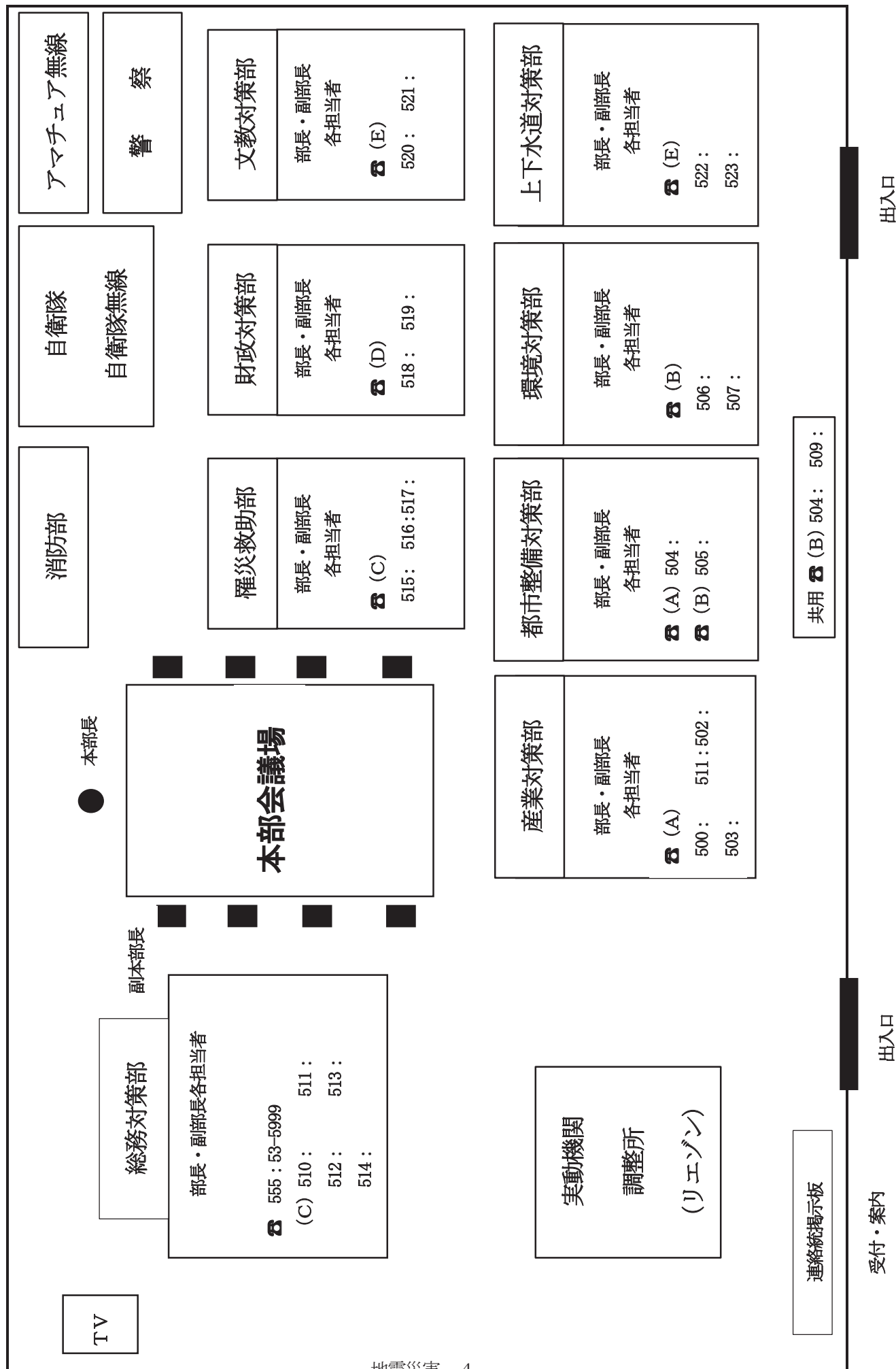
- (ア) 災害警戒本部が設置された場合
  - a 勤務時間中における伝達方法は、別表 4 による。
  - b 休日、夜間等時間外における伝達方法は、別表 5 による。
- (イ) 災害対策本部が設置された場合
  - a 勤務時間中における伝達方法は、別表 6 による。
  - b 休日、夜間等時間外における伝達方法は、別表 7 による。

## 2 防災関係機関の活動体制

関係機関等は、法令、防災業務計画、県防災計画、市防災計画等の定めるところにより災害応急対策を実施するとともに、市が実施する災害応急対策が円滑に行われるよう、その業務について市に協力するため、必要な組織を整備して、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておくものとする。

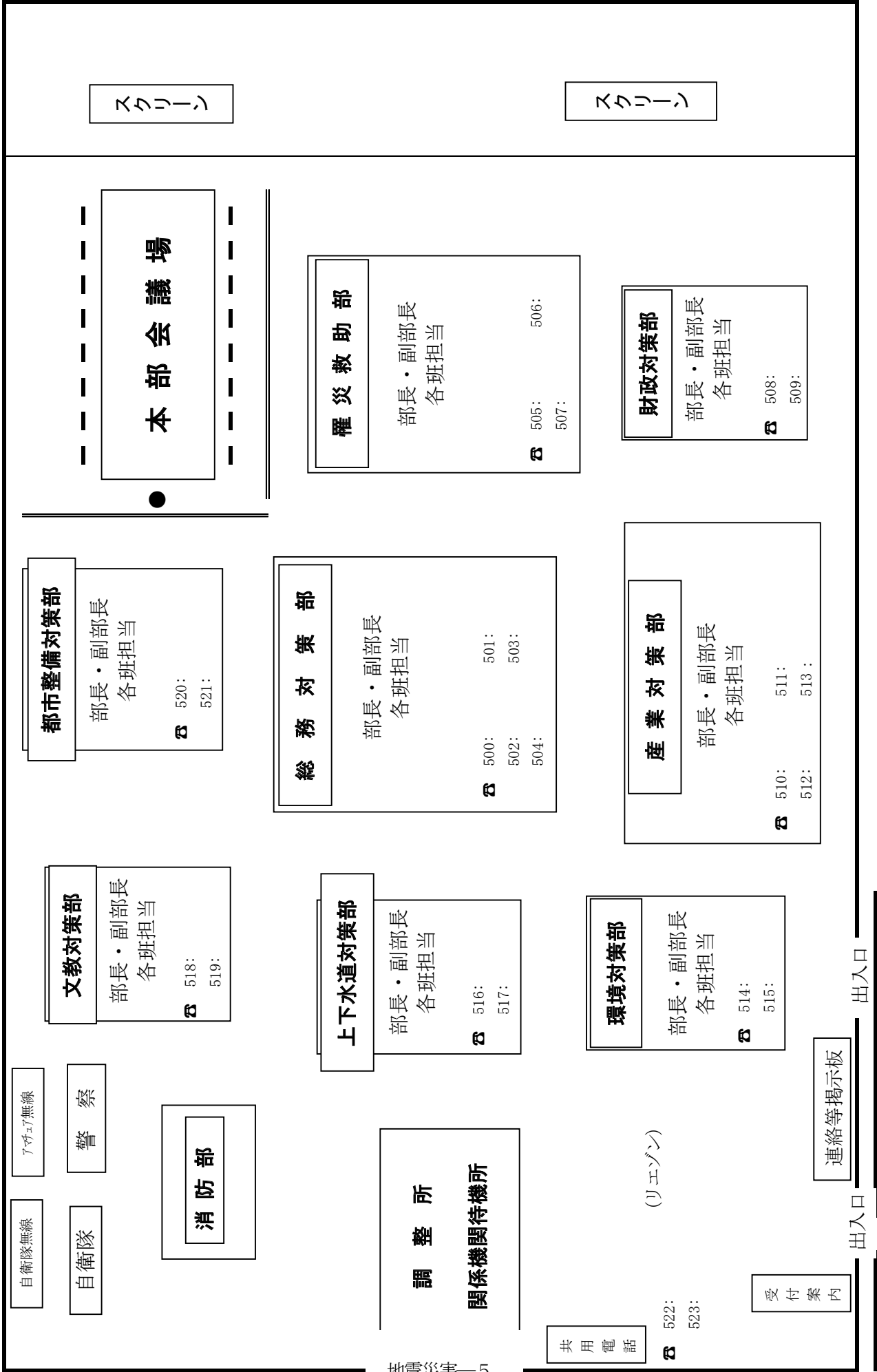
災害対策本部配置図 (本部庁舎大会議室)

別図 1



災害対策本部配置図（コミセン大会議室）

別図2





## 各部・各班の事務分掌表

部	班	事務分掌	担当課
各部共通		1 職員の動員及び配備に関すること。 2 来庁者の安全確保に関すること。 3 所管施設の点検及び応急処置に関すること。 4 所管事項の報告に関すること。 5 他の部・他の班の応援に関すること。	各課
総務対策部 部長：総務部長 副部長：企画政策部長	企画統制班 班長：安全対策課長 副班長：企画政策課長	1 応急対策の実施・統制に関すること。 2 自衛隊の出動要請に関すること。 3 他自治体に対する応援要請に関すること。 4 国、県に対する要請書の作成に関すること。 5 避難指示に関すること。 6 災害対策本部（会議）に関すること。 7 復興対策の総合調整に関すること。 8 関係機関との連絡・調整に関すること。 9 防災行政無線の統制・運用に関すること。	安全対策課 企画政策課 地方創生課 管財課
	情報班 班長：地域げんき課長	1 災害情報の収集に関すること。 2 関係機関の活動状況の掌握に関すること。 3 気象情報の接受及び通報に関すること。 4 被害状況の集約・整理に関すること。	地域げんき課 広報戦略課
	総務班 班長：総務課長	1 本部長及び副本部長の秘書業務に関すること。 2 災害見舞い及び視察者の応対に関すること。 3 被災証明書の発行に関すること。 4 職員、関係機関連絡員等の仮眠場所に関すること。	総務課 秘書課
	広報班 班長：広報戦略課長	1 報道機関に対する情報の提供及び調整に関すること。 2 災害情報の広報に関すること。 3 記録写真の撮影及び管理に関すること。	広報戦略課 選管事務局

部	班	事務分掌	担当課
総務対策部 部長：総務部長 副部長：企画政策部長	人事班 班長：人事課長	1 災害時における人員の配置並びに調整に関する こと。 2 他自治体からの応援職員の受入れ及び配置の 調整に関すること。 3 労務者の雇用に関すること。 4 職員の安否確認・健康管理に関すること。 5 人事給与（労務者含む）に関すること。	人事課 スポーツ振興 課
	ボランティア班 班長：男女いきいき 推進課長	1 ボランティアセンター開設に関すること。 2 ボランティアの受入・配置に関すること	男女いきいき 推進課
財政対策部 部長：財政部長	財務班（*） 班長：財政課長	1 災害対策に係る予算措置に関すること。 2 応急復旧金に関すること。 3 災害応急物資の調達に関すること。 4 車両の集中管理及び配車に関すること。	財政課 契約課
	罹災証明班（*） 班長：税務課長	1 家屋の罹災調査に関すること。 2 罹災証明の発行に関すること。	税務課 収納課
	出納班（*） 班長：会計管理者	1 義援金の保管に関すること。 2 災害に関する諸支出に関すること。	会計課
罹災救助部 部長：福祉保健 部長 副部長：こども未 来部長	総務班 班長：福祉総務課長	1 災害救助法の適用に関すること。 2 関係物資・機材の調達・保管・輸送に関する こと。 3 救援物資・義捐金の受付・配分に関すること。 4 医療施設、福祉施設、介護施設等の被災情報 の収集に関すること。 5 災害弔慰金、災害援護資金に関すること。	福祉総務課
	救護衛生班 班長：国保けんこう 課長	1 医師会・日赤等関係機関等との連絡・調整に 関すること。 2 仮設救護所の開設・運営に関すること。 3 傷病者の搬送に関すること。 4 避難住民の健康対策に関すること。	国保けんこう課
	要配慮者班 班長：障がい福祉 課長	要配慮者の安否確認、各種支援に関すること。	障がい福祉課
	避難所班 班長：長寿介護課長	1 指定避難所、福祉介護避難所の開設・運営に 関すること。 2 在宅被災者等への生活必需品の配分に関する こと。 3 各地域の被害状況の収集・報告に関すること。	長寿介護課 市民課 出張所



部	班	事務分掌	担当課
罹災救助部 部長：福祉保健 部長 副部長：こども未 来部長	遺体処理班 班長：保護課長	1 遺体安置所の開設・運営に関すること。 2 遺体の搬送に関すること。 3 遺族等へのグリーフケアに関すること。	保護課
	仮設住宅班（*） 班長：監査委員事務 局長	1 仮設住宅の運営に関すること。 2 応急仮設住宅サポート拠点の開設・運営に関すること。	監査委員 事務局
	こども対策班 班長：こども政策課 長	1 児童福祉施設及び幼稚園の被災情報の収集に関すること。 2 応急保育対策に関すること。 3 被災により保護が必要となった児童の実態把握及び対策に関すること。	こども政策課 こども家庭課
環境対策部 部長：市民環境 部長	防疫班 班長：環境保全課長	1 防疫に関すること。 2 薬品及び衛生材料の調整に関すること。 3 埋葬・火葬に関すること。	環境保全課 市民課 ボートレース 企業局
	清掃班 班長：環境センター 長	1 ゴミの収集、焼却作業に関すること。 2 し尿の処理作業に関すること。 3 災害廃棄物の処理に関すること。	環境センター ボートレース 企業局
産業対策部 部長：産業振興部 長	総務班 班長：商工振興課長	1 産業振興部全般の被災情報の収集に関すること。 2 罹災農林水産業者、商工業者の災害金融に関すること。	農林水産振興 課 商工振興課 観光振興課 企業誘致課 農業委員会
	農林水産整備班 班長：農林水産振興 課長	1 農地及び農業用施設の災害復旧に関すること。 2 溜池の保全に関すること。 3 治山施設及び林道施設の災害復旧に関すること。 4 漁港の災害復旧に関すること。	農林水産整備 課
	農林水産振興班 班長：農林水産振興 課長	1 応急用農作物の種苗の補給に関すること。 2 農作物の災害対策に関すること。 3 家畜の災害対策に関すること。	農林水産振興 課
	商工観光班 班長：観光振興課長 副班長：企業誘致 課長	1 商工業者、観光施設及び工業団地等の被災情報の収集に関すること。 2 応急復旧資材確保斡旋に関すること。	商工振興課 観光振興課 企業誘致課

部	班	事務分掌	担当課
都市整備対策部 部長：都市整備部長	総務班 班長：道路管理課長	1 都市整備部全般の被災情報の収集に関すること。 2 土木復旧事業の総括に関すること。	都市計画課 道路整備課 河川公園課 道路管理課
	土木班 班長：河川公園課長 副班長：道路整備課長	1 道路橋梁の災害復旧に関すること。 2 災害時における道路橋梁の使用に関すること。 3 港湾の災害復旧に関すること。 4 高潮対策に関すること。 5 河川、堤防、溝きよ、水路及び樋門等の災害復旧に関すること。 6 地すべり対策に関すること。	道路整備課 都市計画課 河川公園課 新幹線まちづくり課
	建築班 班長：建築課長	1 建築物の被災情報の収集に関すること。 2 応急危険度判定の実施に関すること。 3 建築物の二次災害防止に関すること。 4 災害住宅の建築に関すること。 5 応急仮設住宅の設置及び資材の調達に関すること。 6 市有建物の応急対策に関すること。	建築課
上下水道対策部 部長：上下水道事業管理者 副部長：次長	総務班 班長：業務課長	1 上下水道施設の被災情報の収集に関すること。 2 災害時の相談窓口に関すること。	業務課
	経理班 班長：業務課長	復旧資材の調達に関すること。	業務課
	応急給水班 班長：水道工務課長	避難所等への応急給水の運搬に関すること。	水道工務課
	浄水施設班 班長：浄水課長	1 上水道の浄水施設、送水施設、各配水池及び各水源の復旧に関すること。 2 工業用水道の施設、送水施設、各配水池及び各水源の復旧に関すること。	浄水課
	管路復旧班 班長：水道工務課長	1 上水道の管路の復旧に関すること。 2 工業用水道の管路の復旧に関すること。	水道工務課
	下水道建設班 班長：下水道工務課長	1 下水道区域内及び農業集落排水区域内の下水道排除対策に関すること。 2 下水道施設の復旧に関すること。 3 農業集落排水施設の復旧に関すること。	下水道工務課
排水設備班 班長：下水道工務課長	下水道区域内及び農業集落排水区域内の下水道(排水設備)排除対策に関すること。	下水道工務課	

部	班	事務分掌	担当課
上下水道対策部	下水処理班 班長：下水道施設課長	1 終末処理場及びポンプ場における流入下水の処理対策に関すること。 2 農業集落排水汚水処理施設における流入下水の処理対策に関すること。	下水道施設課
文教対策部 部長：教育長 副部長：教育次長	教育班 班長：教育総務課長	1 児童生徒及び教職員の調査に関すること。 2 応急教育対策に関すること。 3 学校施設・教育文化施設の被災情報の収集及び対策に関すること。 4 学童及び授業の措置に関すること。 5 教科書の斡旋調達に関すること。 6 学用品の支給に関すること。 7 文化財の被災情報の収集及び対策に関すること。	教育総務課 学校教育課 社会教育課 文化振興課 図書館
消防部 部長：消防署長	消防署の計画	1 消防職員の非常招集及び非常配置に関すること。 2 災害の警戒及び予防に関すること。 3 避難誘導及び被災者の救助、救援に関すること。 4 行方不明者及び遺体の捜索に関すること。 5 障害物除去に関すること。 6 災害の緊急復旧に関すること。 7 消防団との連携に関すること。	消防署
	消防団	1 災害の警戒及び予防に関すること。 2 消防・水防、その他の応急処置に関すること。 3 避難誘導及び被災者の救助・救援に関すること。 4 行方不明者及び遺体の捜索に関すること。 5 障害物除去に関すること。	消防団
摘要		*印の班の職員については、初動段階では、他部（班）の応援要員として行動する。	

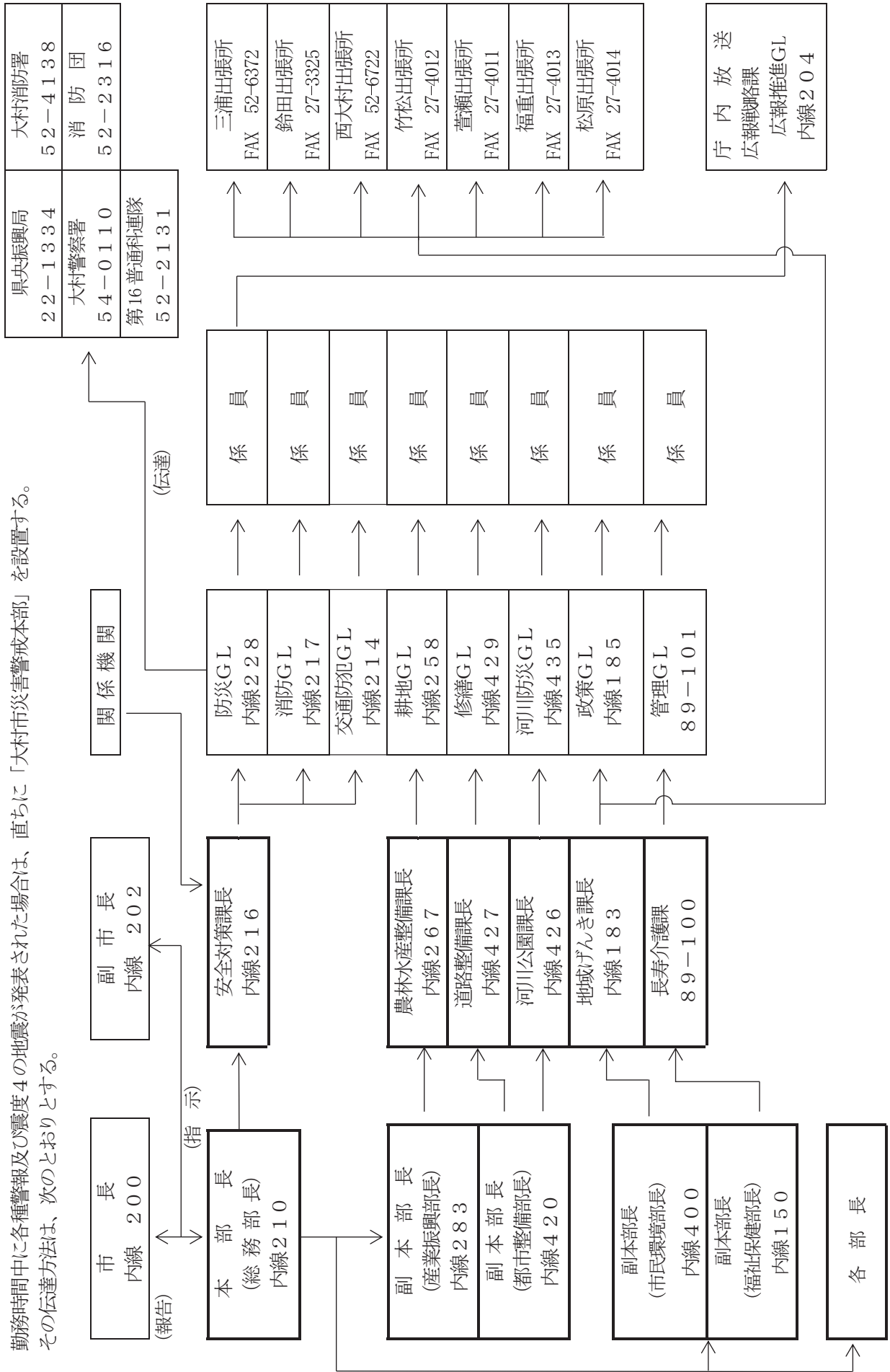
職員配備編成基準表

部 名	(班 名) 課	要 員			部 名	(班 名) 課	要 員		
		第 一 配 備	第 二 配 備	第 三 配 備			第 一 配 備	第 二 配 備	第 三 配 備
総 務 対 策 部	部長、副部長	2	2	2	罹 災 救 助 部	部長、副部長	2	2	2
	(企画統制班)					(総務班)			
	安全対策課	9	9	9		福祉総務課	5	12	16
	企画政策課	5	8	11		(救護衛生班)			
	デジタル推進課	3	4	4		国保けんこう課	8	16	25
	管財課	3	6	9		(要配慮者班)			
	(情報班)					障がい福祉課	5	8	10
	地域げんき課	3	6	6		(避難所班)			
	広報戦略課 (情報)	2	4	4		長寿介護課	6	14	28
	(総務班)					市民課			5
	総務課	5	10	10		出張所	6	12	12
	秘書課	2	2	2		(遺体処理班)			
	(広報班)					保護課	8	16	24
広報戦略課 (広報)	3	4	4	(仮設住宅班)					
選管事務局		3	3	監査委員事務局			5		
(人事班)				(こども対策班)					
人事課	2	6	8	こども政策課	7	10	18		
スポーツ振興課	3	4	7	こども家庭課	4	6	10		
(ボランティア班)				部長	1	1	1		
男女いきいき推進課	2	2	3	(防疫班)					
財 政 対 策 部	部長	1	1	1	環境保全課	4	8	11	
	(財務班)				市民課	5	10	17	
	財政課	3	6	8	ボートレース企業局 業務課		2	6	
	契約課	2	5	10	経営管理課		3	5	
	(罹災証明班)				(清掃班)				
	税務課	10	20	26	環境センター	7	12	27	
	収納課	6	12	18	ボートレース企業局 企画課		5	10	
	(出納班)				広域発売推進課		3	6	
	会計課	3	3	6	施設管理課		3	4	
					部長	1	1	1	
				(総務班)					
				農林水産振興課	2	4	4		
				商工振興課	1	2	4		
				観光振興課	2	3	3		
				企業誘致課	1	1	1		
				農業委員会	2	4	6		

部 名	(班 名) 課	要 員			部 名	(班 名) 課	要 員		
		第 一 配 備	第 二 配 備	第 三 配 備			第 一 配 備	第 二 配 備	第 三 配 備
産 業 対 策 部	(農林水産整備班) 農林水産整備課	6	9	14	上 下 水 道 対 策 部	(下水道建設班) 下水道工務課	4	9	11
	(農林水産振興班) 農林水産振興課	4	8	11		(排水設備班) 下水道工務課	1	3	4
	(商工観光班) 商工振興課 観光振興課 企業誘致課	1 1 0	3 3 1	6 5 1		(下水処理班) 下水道施設課	2	4	5
都 市 整 備 対 策 部	部長	1	1	1	文 教 対 策 部	教育長、教育政策監、 教育次長	3	3	3
	(総務班) 都市計画課 道路整備課 河川公園課 道路管理課	2 1 2 4	3 2 3 9	3 3 3 12		(教育班) 教育総務課 学校教育課 社会教育課 文化振興課 図書館	5 4 3 3 3	8 12 6 3 7	13 12 12 7 10
	(土木班) 道路整備課 都市計画課 河川公園課 新幹線まちづくり課	4 1 3 5	8 4 6 10	12 4 6 17		合 計	230	441	646
	(建築班) 建築課	7	14	19		【備 考】 1 消防部は、消防署長、消防団長計画 2 各課の第三配備人員は、令和4年 4月1日現在の所属人員（再任用含む）  ※対応する配備の要員については、災害対策 本部長の指示により、災害の規模に応じて変 更できるものとする。			
	統括 管理者、次長	2	2	2					
	上 下 水 道 対 策 部	(総務班) 業務課	3	5		6			
		(経理班) 業務課	1	3	6				
(応急給水班) 水道工務課		3	6	9					
(浄水施設班) 浄水課		3	7	9					
(管路復旧班) 水道工務課		2	4	8					

初動体制 1-1

勤務時間中に各種警報及び震度4の地震が発表された場合は、直ちに「大村市災害警戒本部」を設置する。  
その伝達方法は、次のとおりとする。



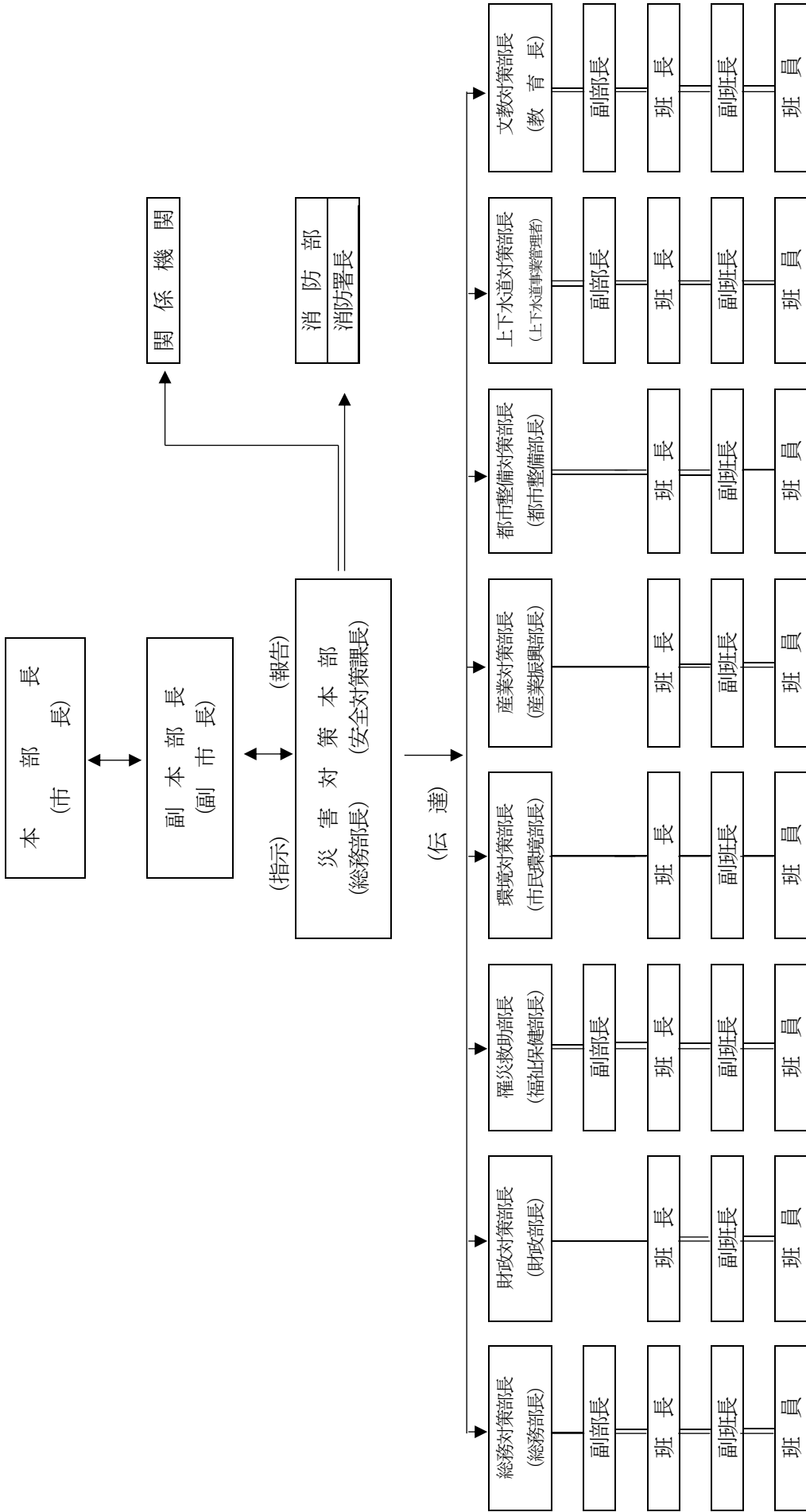






初動体制 2-2

休日・夜間等勤務時間外に「災害対策本部」が設置されたときの職員への伝達方法は次のとおりとする。



## 第2節 情報・通信

災害が発生した場合、地震・津波等に関する情報、被害に関する情報及び各防災関係機関に関する情報は、効果的・効率的に応急対策を実施する上で不可欠であり、災害の規模や被害の程度に応じ、情報の収集、伝達を迅速かつ確実に行わなければならない。

このため、概括的な情報を含め多くの情報を効果的な通信手段、機材を用いて収集し、収集した情報は速やかに県本部等へ報告して、組織的な応急対策の確立を図るとともに、市民に影響する事項はその都度周知するよう努める。

### 1 収集すべき情報等

#### (1) 地震・津波に関する情報

##### ア 緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。

都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	市 町 名
長 崎 県	長崎県南西部	長崎市、諫早市、大村市、西海市、西彼杵郡（長与町、時津町）
	長崎県島原半島	島原市、南島原市、雲仙市
	長崎県北部	佐世保市の一部（宇久町を除く）、平戸市、松浦市、東彼杵郡（東彼杵町、川棚町、波佐見町） 北松浦郡の一部（佐々町）
	長崎県五島	佐世保市の一部（宇久町に限る）、五島市、南松浦郡（新上五島町）、北松浦郡の一部（小値賀町）
	長崎県壱岐	壱岐市
	長崎県対馬	対馬市

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

イ 地震情報の種類、発表基準と内容、発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報 (注)	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報 (注)	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
長周期地震動に関する観測情報	震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）その規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	・地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 ・日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表

地震情報の種類	発表基準	内容
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合 や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

(注) 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。

#### ウ 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び福岡管区・長崎地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料（全国速報版・地域速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報、注意報発表時（遠地地震による発表時除く） ・（長崎県で）震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度に関する情報や津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（全国速報版） 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域速報版） 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。
地震解説資料（全国詳細版・地域詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時 ・（長崎県で）震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 ・地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (全国詳細版・地域詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時 ・(長崎県で)震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	・地震解説資料(地域詳細版) 地震解説資料(全国詳細版)発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料(地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある)。
地震活動図	・定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の長崎県の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期(毎週金曜)	防災に係る活動を支援するために、週ごとの九州・山口県の地震活動の状況を取りまとめた資料。

#### エ 津波関係

##### (ア) 大津波警報、津波警報、津波注意報

##### a 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報(以下これらを「津波警報等」という。)を津波予報区単位で発表する。津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

なお、長崎県沿岸は「長崎県西方」、「壱岐・対馬」及び「有明・八代海」に分かれており、大村市が属する津波予報区は「長崎県西方」である。

##### 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m 超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

b 津波警報等の留意事項等

(a) 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来間に合わない場合がある。

(b) 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。

(c) 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。

このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

・ どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。

・ 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(イ) 津波情報

a 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報（注1）	各津波予報区の津波の到達予想時刻（注2）や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の記事に記載）を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表（注3）
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（注4）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（注3）

（注1）「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」（VTSE41）に含まれる。

（注2）この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

（注3）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1m 超	数値で発表
	1m 以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m 以上	数値で発表
	0.2m 未満	「観測中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（注4）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値（注））の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

（注）沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

b 津波情報の留意事項等

(a) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- 1 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- 2 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(b) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

(c) 津波観測に関する情報

- 1 津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- 2 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

(d) 沖合の津波観測に関する情報

- 1 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
- 2 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(ウ) 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の



内容を津波予報で発表する。

#### 津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき (注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入るとの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

(注) 「0.2m 未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)で発表される。

## 2 情報収集・伝達要領

### (1) 県

県防災行政無線を主体に情報の収集・伝達を行う。必要により非常無線を利用する。

### (2) 災害対策本部各部

現場で活動している災害対策本部各部とは、IP無線、消防無線、携帯電話等を活用する。

### (3) 関係機関

災害対策本部に設置された関係機関の連絡班(員)等を通じ、相互に活動状況に関する情報、被災状況等を通知し情報を共有する。

また、現場においても、相互に情報の発信等協力するものとする。

### (4) 自主防災組織

各地区の被害状況の入手及び防災関係機関の活動状況等に関する地区住民への周知のため自治会等の自主防災組織を活用する。

### (5) 報道機関

市の活動状況等を市民に周知するため、定期的に報道機関に情報を提供する。

## 3 非常無線通信の運用

災害又は災害による暴動などの非常事態が発生し又は発生するおそれがあり、しかも有線通話を利用できないか、利用することが著しく困難になった場合、長崎地区非常無線通信協議会(会長 長崎県危機管理課長)は非常無線通信を確保する。

### (1) 非常無線による非常通報の内容等(通信にかかる料金は原則無料)

ア 人命の救助に関するもの

イ 天災の予報(主河川の水位を含む。)及び天災その他災害の状況に関するもの

ウ 緊急を要する気象等の観測資料

- エ 電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- オ 非常事態に際しての事態収拾、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- カ 暴動に関する情報、連絡及びその緊急措置に関するもの
- キ 災害対策機関相互間に発受する災害救援、その他緊急措置を要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達配分、輸送等に関するもの
- ク 救助法第24条の規定に基づき、県から医療、土木、建設又は、輸送関係者に対して発する従事命令に関すること。

(2) 非常通信の利用

無線局の免許人が自ら発受するほか、次の者からの依頼に応じて、それぞれの無線局で取り扱うようになっている。頼信する際には「非常」の表示を行う。

ア 官庁（公共企業を含む。）及び地方自治体

イ 災害対策本部

ウ 日本赤十字社

エ 電力会社

\* 無線局の免許人において、上の各号以外の者から人命救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関するものを依頼された場合はこれに応ずるものとする。

(3) 非常通信の頼信手続き

ア 受取人の宛名、電話番号

イ 本文（わかりやすく片仮名で記載する。1通の電文はおおむね200文字以内とする。ただし、必要により何通も発信することができる。）

ウ 発信者名（本文の末尾に段落で区分して片仮名で書く。）

エ 非常の表示（「非常」と漢字で書く。）

オ 発信人の住所氏名、電話番号（漢字で書く。）

(4) 非常通信の頼信

ア 最も近い無線局又は付近の移動局（無線カー、パトカー、タクシー、漁船等）を利用して頼信する。

イ 頼信の方法は、直接無線局へ依頼するか電話による依頼かいずれでも差し支えない。

なお、平素から無線局の所在地等を十分に把握するとともに、予め常緑要請を行うなど必要な事前対策を講じておくものとする。

ウ 非常通信の様式については、「資料編 XI 様式類」の項による。

#### 4 災害情報の連絡の系統等

「資料編 VII 情報（伝達）系統」の項による。

### 第3節 広報及び広聴活動

地震が発生した場合は、発災直後の情報は錯そうすることから、速やかに正確な情報を把握して情報発信を行い、市民のパニック防止を図ることが重要である。

このため、市及び関係防災機関等は一体となって、適切かつ迅速な広報活動を行うとともに速やかな復旧を図るため、市及び関係防災機関において、広聴活動を展開し、被災市民の動向と要望事項の把握に努める。

#### 1 広報活動

市は、震度4以上の地震が発生した場合、速やかに関係防災機関等と密接な連携を図り、次により広報活動を実施する。

##### (1) 広報の内容

###### ア 地震発生直後・初動対応時

- (ア) 地震情報
- (イ) 出火防止・初期消火の措置
- (ウ) パニック防止の呼びかけ
- (エ) 要配慮者の取るべき行動
- (オ) 避難指示、避難誘導に関する情報
- (カ) 避難所の開設情報
- (キ) 被害状況、危険箇所、警戒区域に関する情報

###### イ 応急対策活動実施時

- (ア) 地震・余震に関する情報
- (イ) 生活関連情報（食料、給水、衛生、防疫、生活必需品の供給等）
- (ウ) ライフライン・通信施設の復旧情報
- (エ) 道路、緊急輸送等の情報
- (オ) 医療機関の活動に関する情報
- (カ) 被災者支援に関する情報（税、義援金、仮設住宅等）

##### (2) 広報の方法

地震の規模や被害の程度及び応急対策活動の状況に応じ、防災行政無線、インターネット、SNS、広報車、印刷物、テレビ・ラジオに対する放送依頼及び職員の派遣等の方法を適切に判断して実施する。

#### 2 報道機関対応

##### (1) 記者会見

必要に応じ記者会見を行い、災害の状況、対策の実施状況等の情報提供を行う。

また、災害対策本部等の活動記録などを集約した資料を作成し、紙面での配布等を行い、報道機関の要望等に対応する。

##### (2) 取材活動の自粛要請

災害対策本部や指定避難所内における取材については、自粛を要請する。

#### 3 広聴活動

被災者又は関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住宅の確保や融資等についての相談、要望、苦情に応ずるため、以下のとおり広聴活動を実施する。

##### (1) 災害が終息したときは、広報車等により、被災地を巡回して移動相談を実施し、事

後の救援処置の相談にあたる。

- (2) 避難所等に臨時被災相談所を設け、相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに関係機関に連絡して、早期解決に努める。
- (3) 相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況等を検討して決めるが、大規模かつ広範囲な災害の場合は、被災者の救護事務を所掌する市各部の職員を相談員として常駐させる一方、広報車等を利用して被災地の巡回移動相談を行い、救護対策を強力に推進するように努める。

#### 第4節 広域応援活動

地震により被害が発生した場合において、各防災機関はあらかじめ定めてある所掌事務又は業務にしたがって応急対策を実施するが、被害が市の全域に及んだ場合は、市及び市の地域の関係機関のみでは、対応が困難なことから、県、他市町や民間等の協力を得て、応急対策に万全を期する。

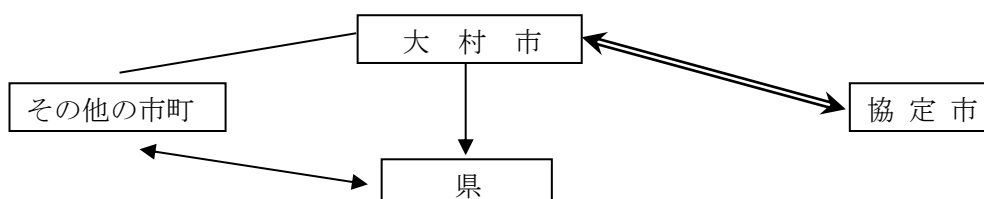
##### 1 他の地方公共団体等への応援要請

- (1) 応急対策を実施するに当たり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められるときは、災害対策基本法などの関係法令及び相互応援協定により協力を求めるものとする。

要 請 先	要 請 の 内 容	根 拠 法 令 等
指定地方行政機関の長	当該指定地方行政機関の職員の派遣要請	災害対策基本法第29条
県 知 事	1 指定地方行政機関の職員の派遣の斡旋要請 2 他の地方公共団体の職員の派遣の斡旋要請 3 応援の要求及び応急措置の実施要請 4 職員の派遣要請	災害対策基本法第30条第1項 災害対策基本法第30条第2項 災害対策基本法第68条 地方自治法第252条の17
他の市・町 長等	1 応援の要求 2 職員の派遣要請 3 災害応援に関する協定に基づく応援要請	災害対策基本法第67条 地方自治法第252条の17 消防相互応援協定（消防組織法）

- (2) 応援要請の手続要領

次の系統図により行うが、緊急やむをえない場合はこの限りでない。



## 2 民間団体等への協力要請

民間団体等に対して、以下の業務を実施するよう要請する。

- (1) 異常気象、危険箇所等を発見した場所に関する情報
- (2) 予報・警報、その他情報の市民に対する伝達
- (3) 広報・広聴活動
- (4) 出火の防止及び初期消火
- (5) 避難誘導及び避難所内の被災者の救助業務
- (6) 被災者に対する炊出し、救助物資の配分
- (7) 被害状況の調査
- (8) 被災区域内の秩序維持

## 第5節 自衛隊の派遣要請

### 1 自衛隊の災害派遣の形態

要請による災害派遣	<p>○県知事が人命及び財産の保護のため、自衛隊に災害派遣を要請する場合</p> <p>○市長が応急措置を実施するため、県知事に対して自衛隊に災害派遣を要請するよう求め、これを受けて県知事が災害派遣を要請する場合</p> <p>*現に災害が発生し、市長が県知事と連絡が取れない場合、市長は自衛隊に対して、災害派遣の要請を通知することができる。</p>
自主派遣	<p>○県知事との連絡が不能又は災害の事態に対して県知事からの災害派遣要請を待ついとまがなく、緊急性がある場合</p> <p>○自衛隊の実施すべき救助活動が明確で、人命救助に関するものであると認められる場合</p> <p>○関係機関に対し情報を提供するため、情報収集の必要があると認められる場合</p> <p>*県知事との連絡が確保できた時点で、要請による災害派遣へ移行することを原則とする。</p>

### 2 自衛隊の活動内容

- (1) 陸上自衛隊
  - ア 人命の救助
  - イ 消防、水防
  - ウ 救援物資の輸送
  - エ 道路の応急啓開
  - オ 応急の医療防疫
  - カ 給水、入浴支援及び通信支援
  - キ 被災地の偵察（航空を含む。）及び応急措置（復旧）

(2) 海上自衛隊

- ア 海上における遭難船舶、航空機、遭難者等の捜索及び救助
- イ 人員、救援物資等の緊急輸送
- ウ 状況偵察及び被害の調査
- エ 船舶火災及び油の排出に対する救援
- オ 航空機による急患輸送

(3) 航空自衛隊

- ア 人命の救助
- イ 消防、水防
- ウ 人員、救援物資の空輸
- エ 通信支援
- オ 航空機による急患輸送

(4) 災害の規模に応ずる部隊運用の大綱

自衛隊は、要請に応じ発生した災害に適応する勢力（編成装備）をもって出動する。災害の規模に応ずる部隊運用の要領、大綱は、次のとおりである。

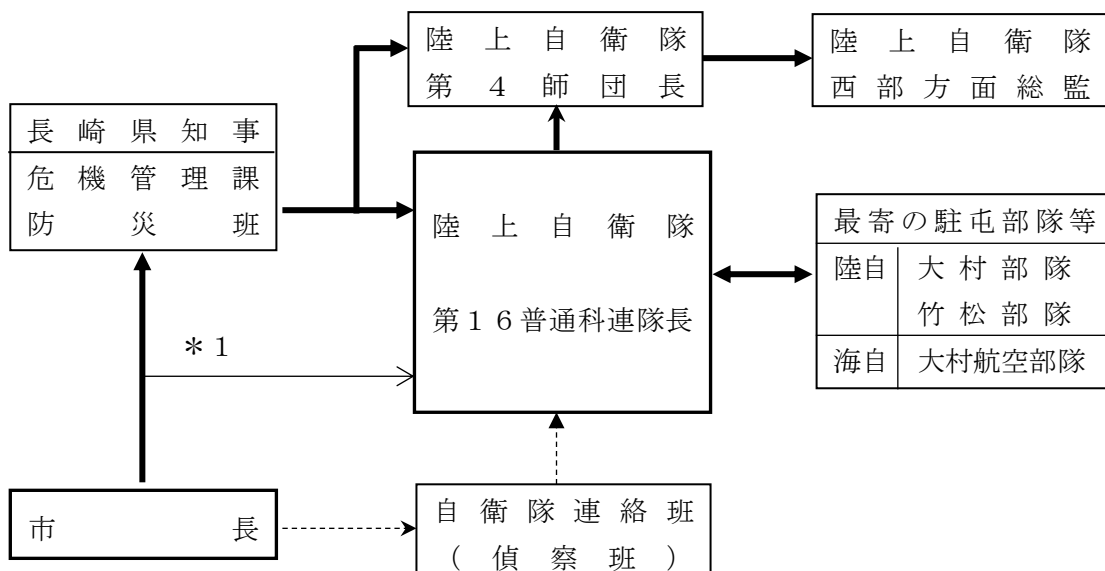
小規模な災害	隊区担当の部隊（第16普通科連隊）をもって対処
大規模な災害	初動は隊区担当の部隊（第16普通科連隊）をもって対処し、必要に応じて他部隊の増援を受けて対処

(5) 陸・海・空自衛隊の指揮関係

陸・海・空自衛隊相互の指揮関係は、通常、協力関係である。

**3 災害派遣の要請系統**

(1) 要請系統図



注 → 法令による系統  
 \* 1 県との通信途絶の場合

(2) 市における自衛隊の対応窓口

陸上自衛隊 第16普通科連隊第3科 (TEL 代表0957-52-2131)

\* 県内自衛隊の配置については、「資料編 VI 関係機関等」の項による。

#### 4 自衛隊への派遣要請手続き

##### (1) 派遣要請の要件

自衛隊への災害派遣要請にあたっては、次の3要件の基準を満たしているかを検討して要請する。

- ① 公共性：公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。
- ② 緊急性：差し迫った必要性があること。
- ③ 非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

##### (2) 派遣要請書に含ませる事項

- ア 災害の状況及び派遣を必要とする理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣区域、活動内容、その他必要事項

##### (3) 要請（要求）の手段・要領

- ア 災害派遣要請書を作成し、文書により県知事に要求（依頼）する。緊急の場合は電話又は口頭により要求（依頼）し、事後、文書により処置する。
- イ 県との通信が途絶し、知事に対して自衛隊の派遣要請を要求できない場合は、その旨及び災害の状況を直接、陸上自衛隊第16普通科連隊長に通知し、通信回復後直ちに県知事へ通知する。

##### (4) 市長が派遣要請を要求（通知）する上での留意事項

- ア 自衛隊は、人命救助活動を第一義に行う。
- イ 自衛隊は、緊急度の高い施設等の救援及び最小限の応急措置を行うのが任務であり、その後の一般的な復旧工事等を行わない。
- ウ 自衛隊の活動は、公共的な施設等を対象とし、個人的な整理復旧作業を行わない。
- エ 災害地における自衛隊の活動内容及び広報等に関する各種協議は、県代表並びに市当局責任者と自衛隊指揮官との3者間で行う。

#### 5 自衛隊との連絡調整

- (1) 災害対策本部設置時、災害応急対策を迅速に行うため、第16普通科連隊（第4中隊）から、連絡班が派遣され、情報収集並びに連絡調整に当たる。
- (2) 地区内に大規模災害又は特異な災害が発生した場合は、第16普通科連隊の他、竹松部隊及び海自大村部隊へそれぞれ連絡幹部の派遣を依頼する。
- (3) 災害が他市町にまたがる場合は、自衛隊の災害派遣について、他の災害復旧機関（民間業者を含む。）との競合及び関係市町相互の作業優先順位の対立を避けるため、県において調整が行われる。
- (4) 市長は、自衛隊の能力及び災害状況等を勘案し、自衛隊の効率的運用を図るよう派遣部隊指揮官等と密接な調整を行う。

#### 6 派遣を受ける市の態勢及び準備

##### (1) 資材、機材等の準備

市側において準備すべき資材及び機材等については、下表を基準に準備する。

品名		摘要	品名		摘要
土 工 作 業	ベルトコンベヤー	掘土、搬土	水 防 作 業	蛇籠、金網、鉄線	水防築堤作業用
	リヤカー	小路の運搬作業		鎚等	同上
	手釣類	土のう等の取扱用		かます、荒縄等	同上
	フォーク、とう鋏	土工作業用		木杭	同上
防 疫 給 水	消毒剤	疫用	共 通	標準材料	
	マスク	防疫用		夜間照明設備	夜間作業用
	給水槽、ドラム缶	給水用		ゴム手袋	遺体収容等
				その他資機材	

(2) 連絡調整員の指定

自衛隊との連絡調整のため、業務処理の練達者又は適任の者を調整員として指定する。

(3) 宿泊場所の確保

災害派遣のため、派遣された連絡偵察員の宿泊場所は、市側において準備する。

## 7 地上と航空機との交信方法

交通及び通信が途絶した孤立集落においては、石灰による表示やシート・カーテンを利用して大きな旗として使用するなどあらゆる手段を講じて、救助・救出、救援等が必要であることを航空機に連絡するものとする。

## 8 経費負担区分

おおむね次の事項については、通常、派遣を受けた市側の負担とする。

なお、細部については、その都度、災害派遣命令者と知事との間で協議して定める。

- (1) 派遣部隊の救援活動に必要な資材及び機材（自衛隊装備機材を除く。）等の購入・借上げ又は修理費
- (2) 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の借上げ料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、汲取料、電話及び入浴等の費用
- (4) 無作為による損害の補償

## 9 災害派遣の撤収要請

- (1) 市長は派遣部隊指揮官と協議し、他の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収要請を知事に要求するものとする。
- (2) 撤収要請書に含ませる事項
  - ア 撤収日時
  - イ 撤収要請の事由
  - ウ その他



## 第6節 長崎県防災ヘリコプター派遣要請

災害に際して応急対策を実施するため、長崎県防災ヘリコプターの派遣を要請する場合における手続き等を定める。

### 1 派遣要請基準

災害に際して人命の保護のための救急活動にヘリコプターの派遣が必要な場合には、長崎県防災ヘリコプターの派遣を要請する。

### 2 派遣要請要領

長崎県防災ヘリコプターの派遣を要請する場合は、長崎県が定める長崎県防災ヘリコプター運行管理要綱及び長崎防災ヘリコプター緊急運行要領に定めるところにより当初、口頭又はFAXにより、事後速やかに文書をもって要請を行う。

\*様式については、「資料編 X II 県に対する報告・要請」の項による。

## 第7節 消防活動

市域において地震が発生した場合は、同時多発的に火災の発生が予想されることから、住民・自主防災組織等による初期消火による延焼防止を徹底するとともに、消防力をフル稼働して消防活動を行う。市としての消防力が不足する場合は、応援協定等に基づき、近隣市町等に応援を要請する。

### 1 大村消防署の体制及び活動

#### (1) 体制

市域において震度5弱以上の地震が発生した場合、火災・その他の被害が予想されるため、直ちに次の措置をとり、震災非常配備体制を発令する。

震災非常配備体制が発令された時は、全職員は招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集するとともに、参集職員をもって常備の部隊に合流し、部隊の増強を図る。

- ア 高所監視
- イ 庁舎被害状況の確認及び車両等の安全確保
- ウ 全無線局の開局及び点検
- エ 被害状況の把握
- オ 重要防御地域の状況把握
- カ 消防車・救急車の出動準備

#### (2) 消火活動

- ア 人命の安全確保を図るための消火活動を優先させる。
- イ 総力をあげて、火災の早期鎮圧及び延焼防止を図る。
- ウ 火災が各地に発生した場合には、あらかじめ指定する重要防御地域の消火活動を優先させる。
- エ 火災が延焼拡大して、消防隊個々の活動では、効果が得られないと判断した場合は、速やかに消防長に増強隊を要請するとともに消防団との積極的な協力体制を確立する。

- オ 消防活動体制が確立した時は、消防活動と並行して、救急・救助活動を行う。
- カ 延焼火災が少ない場合は、救急・救助活動を主力に活動する。
- キ 消火栓の使用が不可能な時は、防火水槽・プール等の水利を有効に活用する。

## 2 消防団の活動

消防団は、地域住民の中核的存在として、市民に対する出火防止、初期消火活動等の指導を行うことを第一の任務として、消防隊の活動を補完し、大規模地震による二次的被害の発生を最小限にとどめるように努める。

### (1) 出火の防止

発生と同時に所管する付近の市民に対して、出火防止を指示するとともに、出火した場合は、市民を監督して初期消火に全力をあげる。

### (2) 消火活動

消防隊が出動不能又は困難な地域における消火活動あるいは、避難地・避難路の確保のための消火活動を単独若しくは消防隊と協力して行う。

### (3) 情報の収集

火災発見が困難な地区の出火の発見通報、道路障害の状況、特異救助事象の収集と報告及び消防団本部あるいは分団からの指示命令の伝達を行う。

### (4) 避難方向の指示

避難指示が発令された場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら、火勢の状況等の正しい情報に基づき、市民に正しい方向を指示する。

### (5) 出 動

#### ア 第1次出動

(ア) 火災発生地が1コ分団の管轄する区域内であるときは、当該発生地を管轄する分団

(イ) 火災発生地が分団の管轄する区域の境界付近であるときは、当該発生地に隣接する区域を管轄する分団

#### イ 第2次出動

(ア) 火災発生地を管轄する分団及び当該発生地に隣接する区域を管轄する分団

(イ) その他、消防署長が応援出動を命じた分団

#### ウ 第3次出動

すべての分団が出動

## 第8節 救急・救助活動

地震が発生した場合には、火災、津波による浸水、液状化現象等複合化された災害となることから、多種多様な救助事象が各地で同時多発的に発生することが予想される。

このため、消防部（消防署、消防団）は、関係機関、協力団体及び自主防災組織等と協力連携し、資機材をフルに活用して救急・救助活動を実施する。

なお、救急・救助活動に際しては、災害対策本部内の実動機関調整所において情報交換、

搜索地域の分担等を行い、効率的な活動を行うものとする。

### 1 救急・救助活動時の消防部の現地対策本部の体制（消防署内に設置）

組織の名称		選	任	任	務
本部長		署長		—	
署 内	庶務課	副署長		消防員	本部長の命を受け、消防職員の非常招集及び非常配備に関する事。災害対策本部への伝命派遣に関する事。
	予防設備課	予防設備課長			被害状況及びその他の情報収集に関する事。各関係機関との連絡に関する事。現場確認に関する事。
	消防救急救助隊	各隊長			消防、救急、救助活動方針に関する事。資器材の確保に関する事。応援隊の編成並びに把握に関する事。消防団との連携に関する事。
消防 団	救助班	消防団員		救出救助活動	
	担架班			死傷病者の搬送	
	警備班			現場の警戒警備	
	補給班			資材の補給輸送	

### 2 救急・救助活動の原則

- (1) 救急活動は、救急救命処置を優先し、傷病者の応急処置を迅速かつ効率的に実施し、安全な搬送を原則とする。  
また、高規格救急車を配備し救急救命士を同乗させ、高度な救急救命処置を行う。
- (2) 救助活動は、傷病者の救出・救護活動を最優先とし、消防部隊が相互に連携し、効率的な組織活動を行う。
- (3) 医療機関、警察、その他関係者と連絡を密にし、傷病者の効率的な救護に当たる。
- (4) 延焼火災が多発し、同時に多数の救急救助事象が併発している場合は、火災現場付近を優先して救急・救助活動を行う。
- (5) 延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助事象が併発している場合は、多数の人命を救護できる事象を優先に、効率的な救急・救助活動を行う。
- (6) 同時に小規模救急救助事象が発生した場合は、救命率の高い事象を優先に救急・救助活動を行う。

### 3 市民等の協力

市民及び事業所は、近くに軽微な救助事象を発見した場合、消防署等に連絡するとともに、近所の人たちと協力して可能な限り救出救護に努める。

また、消防隊員に要請された場合は、救出救護活動に協力するものとする。

### 4 行方不明者の搜索

搜索にあたっては、災害対策本部内に実動機関の調整の場を設け、関係機関相互の情報交換、搜索の地域分担等を行うことにより、効率的な搜索を行う。

- (1) 行方不明者の把握

町内会、自主防災組織等地域の情報、関係機関の情報等を集約し、行方不明者リストを作成し、その把握に努める。

\*行方不明者リストの様式は、「資料編 XI 様式類」の項による。

## (2) 搜索活動

ア 行方不明者リストに基づき、自主防災組織等の協力を得て実施する。

イ 搜索活動中に行方不明者を発見したときは直ちに保護し、警察署に連絡する。

ウ 搜索活動中に遺体を発見したときは、警察署に連絡する。

エ 発見した遺体は、現地最寄りの遺体安置所に収容し、検視を行う。

検視した遺体の処置は、「第17節 遺体の搜索・収容及び埋・火葬」による。

## 第9節 帰宅困難者対策

大規模な地震が発生した場合は、交通途絶等により、自宅が遠隔なため帰宅をあきらめ事業所内に留まる人や学校等に居残る園児・児童・生徒（以下「生徒等」という。）が存在するとともに、一旦、徒歩での帰宅を開始したものの、途中で帰宅が困難となり保護が必要になる人の発生が予測される。

このため、帰宅困難者の保護体制を確立して対応する。

### 1 学校等における対策

学校等は、発災時に生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が職場等に留まることで帰宅できず、園児・児童の引取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、飲料水、食料等を備蓄し、生徒等を一定期間、校舎内に留める対策を講じて対応する。

### 2 事業所等における安全確保

(1) 事業所及び施設の管理者は、大規模地震が発生した場合、従業員、施設利用者、来客者の安全を確保し、その保護を行うとともに、チェックリストにより施設の安全を確認する。

(2) 従業員等を含め帰宅困難者を一定期間留めるために、家族との安否確認方法や飲料水、食料等の備蓄及びマニュアル等を整備し保護体制を確立して対応する。

(3) 事業者は、共助の考え方のもと社会的責任として、一時的に待機できる場所、飲料水、トイレ等の提供を行うものとする。

### 3 滞留者対応

駅周辺に帰宅困難な滞留者が多数存在する場合は、近くの指定避難所への移動を呼び掛け、駅周辺での混乱を防止する。

## 第10節 避難対策

地震災害が発生した場合、家屋の倒壊、火災等による被災者の保護等及び余震等対策のため、避難指示等や避難誘導及び避難所の開設・運営など必要な事項について定める。

### 1 避難指示等

地震により、建物の倒壊及びそれに準ずる被害が相当数発生するとともに、火災の拡大が懸念される状況にある場合、大規模地震後の余震の継続及び降雨等により土砂災害の二次災害の発生が予想される状況にある場合には、避難指示等を発令する。

#### (1) 発令区分

警戒レベルを5段階とし、地震・津波情報（特別警報）等の発表及び市域における被災状況等の情報収集結果により、「高齢者等避難（警戒レベル3）」、「避難指示（警戒レベル4）」及び「緊急安全確保（警戒レベル5）」の区分に応じて発令する。

#### (2) 避難指示等の発令を判断するための情報

ア 地震情報、緊急地震速報の発表

イ 津波注意報、津波警報、大津波警報

ウ 土砂災害の発生のおそれがある場合の情報

大雨注意報・警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報（土砂災害）等

#### (3) 避難指示等の発令者

避難指示等の発令は、原則、市長が行うが、災害等の状況により市長が指示することができないと認められるとき又は市長が警察等の関係機関に要求した場合は、災対法など関係法令により、警察官などが避難指示等を発令することができる。

実施者	警察官	海上保安官	自衛官
指示等の区分	・避難指示 ・緊急安全確保	・避難指示 ・緊急安全確保	・避難指示 ・緊急安全確保
災害の種類	災害全般	災害全般	災害全般
根拠法令	・災対法 ・警察官職務執行法	災対法	自衛隊法

#### (4) 避難指示等の伝達

地域住民に対する避難指示等の伝達はおおむね次の方法により、周知徹底を図る。

この際、要配慮者が円滑な避難ができるように、わかりやすい言葉や表現、説明及び要配慮者の状態に応じた情報伝達手段を用いて、一人ひとりに的確に伝わるよう配慮する。

ア 防災行政無線

イ 緊急速報メール

ウ 避難支援等関係者による口頭又は拡声器による伝達

エ 広報車（市、消防機関、警察など）

オ テレビ、ラジオ放送による伝達

カ 施設管理者等を通じての伝達（学校、幼稚園、保育所、福祉施設、病院等）

キ SNS（Webサービス）による伝達

(5) 避難指示等発令の要領

避難指示等の発令は、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に基づき、実施する。

(6) 報告、公示

ア 市長は、避難のための立退きを指示又は立退き先を指示したとき及び避難の必要がなくなったときは、速やかにその旨を県知事に報告するものとする。

イ 市長は、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示する。

## 2 警戒区域の設定

地震発生による土砂崩れ等が発生した地域の巡回点検を行い、引き続き余震等により危険区域が拡大するおそれがあると判断される地域については、市民の立ち入りを制限する警戒区域として指定し、市民の安全を確保する。

## 3 避難の誘導

(1) 避難誘導は、消防団員、自主防災組織及び行政委員が連携して実施するものとし、この際、警察官との連携に努める。

(2) 学校、社会教育施設及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が、児童、生徒、施設利用者等を安全に避難誘導する。

(3) 誘導経路については、安全を確認し、危険な所は避ける。また、誘導経路に危険箇所がある場合は、表示、縄張り等を行う他、経路上の要所に誘導員を配置して、事故防止に努める。

(4) 避難の方法等については、次のように指導する。

ア 避難に際しては、自主防災組織及び町内会等で互いに助け合い、集団行動をとる。

イ 避難の順序は、避難行動要支援者を優先し、一般を次順位とする。

ウ 服装、携行品等

(ア) 服装は軽装として素足を避け、防止、頭布（できればヘルメット）をかぶる。

(イ) 避難者は2食程度の食料、日用品、懐中電灯、救急薬品、水筒、貴重品、携帯ラジオ等を携行する。なお、大量の家具、衣類等は持ち出さない。

(ウ) 自動車は原則使用しない。

(5) 避難誘導に当たっては、二人一組での行動を原則とするとともに、常に連絡が取れる体制を維持して誘導員の安全確保に努める。

特に、津波災害警戒区域からの避難には時間的制約があるため、津波の監視が継続できる体制を保持するものとする。

## 4 避難所等の開設及び管理運営

(1) 避難所等の開設及び避難者の受入れ

ア 地震発生後、速やかに避難所施設の安全性の確認を行い、余震等による倒壊の危険性や火災による延焼の危険性がない施設を避難所として住民に周知し、職員を派遣して避難所を開設する。

イ 避難者の受入れにあたっては、避難所ごとに避難者名簿を作成し、正確な避難者数を把握するとともに、施設の広さに応じた適正な避難者数の受入れに留意する。

＊避難者名簿の様式は、「資料編 X I 様式類」の項による。

ウ 一般の指定避難所における避難生活が、本人の健康状態等に悪影響を及ぼすと認められる高齢者・障がい者等要配慮者については、協定を締結している福祉施設に

福祉介護避難所の開設を依頼し、対象者を収容する。

(2) 避難所の管理運営

ア 指定緊急避難場所

住民の帰宅あるいは指定避難所への移動の状況により運営期間を適切に判断する。特に被害の程度に応じた応急復旧に関わる機関の車両の駐車場、あるいはヘリポートとして利用が考えられる公園等については、適切な統制を実施する。

イ 指定避難所

(ア) 一般の指定避難所

管理要員を常駐させ、施設管理者、自主防災組織、町内会等の協力を得て避難所を運営し、避難者の保護に当たる。

運営に当たっては、良好な避難生活を送れるように、要配慮者や女性に配慮した施設（授乳区画、更衣区画、物干し場、福祉避難室等）の割り当て及び防犯に留意するとともに、女性の視点に立ったニーズにも対応できるよう女性スタッフの配置に努める。

また、被災者と同行避難した家庭動物のための施設の確保に努める。

(イ) 福祉介護避難所

福祉介護避難所の運営は、「おおむら福祉介護避難所開設・運営の手引き」に従って適切に運営する。

福祉介護避難所の運営を統括するため、施設職員、市現地担当者等による運営本部を設置し、市福祉介護避難所本部と連絡調整に当たる。

(3) 避難場所等

「資料編 VIII 指定避難所等」の項による。

## 5 避難所以外で避難生活を送る被災者への配慮

車中泊避難など避難所以外で避難生活を送る被災者に対しても、保健師等による巡回健康相談、物資の配布、情報の伝達等必要な支援が受けられるよう措置を講じる。

## 第11節 応急医療救護

医療救護は直接人命を左右するものであり、迅速な医療救護活動が求められることから、医療機関、関係機関の協力・連携のもと、傷病者への応急医療救護の実施に万全を期する。

### 1 応急医療体制

災害により緊急を要する負傷者又は災害のため医療の途を失った者に対する医療救護を迅速に行うため、長崎DMA T、日本DMA T並びに市立大村市民病院、長崎医療センター、大村市医師会及びその他関係機関（以下「医療機関等」という。）の協力を得て、急性期の応急医療に当る。

(1) 長崎DMA Tの要請

災害の態様や災害規模等により、本部長が必要と認めたときは、長崎県に対して、長崎DMA Tの派遣を要請する。

(2) 日本DMATの受入

県知事要請のもとDMAT県央地区災害拠点本部に派遣された日本DMATを、必要に応じて市対策本部医療調整支援や病院及び仮設救護所医療支援のため受け入れる。

(3) 医療救護班の派遣依頼

災害の態様や災害規模等により、本部長が必要と認めたときは、医療機関等に対して、医師、看護師その他の医療従事者で構成される医療救護班の派遣を依頼する。

(4) 仮設救護所の開設

災害の態様や災害の規模等により、本部長が必要と認めたときは、以下の場所に仮設救護所を開設する。

ア 指定避難所

イ 災害現場

ウ その他本部長が必要と認めた場所

## 2 応急医療救護活動

(1) DMAT及び医療救護班は、仮設救護所において応急医療救護活動を実施する。

ただし、災害の態様や災害規模等により、救護衛生班長が必要と認める場合は、医療統括者（統括DMATなど）と連携して、仮設救護所以外の場所において応急医療救護活動を実施する。

(2) 医療救護班長は、救護衛生班長に対し、応急医療救護活動の実施状況等を報告する。

(3) 災害の態様や災害規模等により医療救護班を編成できない場合又は仮設救護所を開設できない場合、救護衛生班長は医療機関に対し、医療機関等が運営する病院又は診療所における診療を要請することができる。

(4) 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

ア 対策本部や現地指揮本部の医療面での本部員業務

イ 仮設救護所等における傷病者に対するトリアージと応急措置

ウ 後方医療施設への移送の要否及び移送順位の決定

エ 仮設救護所等における軽症者に対する医療措置

オ 仮設救護所等における傷病者等の死亡確認

カ 広域災害救急医療情報システム（EMIS）を使用し、発災現場避難所、病院付近に設置される仮設救護所の状況を把握し、県、長崎医療センター、市立大村市民病院、大村医師会、DMATと情報を共有する。

行政機関の連絡先 長崎県医療政策課 095-895-2461FAX(2573)

(5) 本部長は、大村市医師会長と協議し、市内の医療機関等による応急医療救護活動が不十分と認めた場合、長崎県又は他市町の医療機関等に協力を要請するものとする。

また長崎県に対し長崎DMATや日本DMAT派遣要請を考慮する。

(6) 応急医療救護活動の記録及び報告

罹災救助部長は、応急医療救護活動の実施状況等を常に記録、把握するとともに、随時本部長に報告するものとする。

※様式については、「資料編 XI 様式類」の項による。

## 3 重傷者等の搬送、収容

医療救護班での対応が困難な重傷者等は、後方医療施設に移送、収容することとして



いるが、搬送体制の整備とともに適切な応急医療救護のためには医療情報の共有体制の整備が重要であり、医療機関等相互の緊密な連携を図ることが必要である。

(1) 傷病者搬送体制

罹災救助部は、町内会、自主防災組織等地域住民の協力を得て、傷病者を災害現場から仮設救護所へ搬送するとともに大村消防署と連携して、傷病者を仮設救護所から後方医療施設へ搬送するが、災害の態様や災害の規模等により、長崎県及び関係機関に対して協力を要請する。

(2) 後方医療施設への搬送の方法

罹災救助部は、後方医療施設への収容が必要な傷病者の搬送を次のとおり行う。

ア 医療救護班は、傷病者の移送を大村消防署に要請する。

イ 救急車等が手配できない場合、罹災救助部員、大村消防署員等が市公用車又は医療救護班使用車両で搬送する。

ウ 搬送車両が手配できない場合、罹災救助部員、大村消防署員等が担架で搬送する。

エ 市外または県外搬送や内閣府が計画する広域搬送など行う場合は、県医療調整本部と連携し、消防機関のみならず自衛隊、日本DMATの協力のもと搬送を行う。

## 第12節 災害警備

### 1 災害時の警備

(1) 警察の任務

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において警察がとるべき措置は、以下のとおりとする。

ア 災害情報の収集及び伝達

イ 被災者の救助及び安否不明者の搜索

ウ 地域住民等の避難誘導及び広報

エ 交通規制及び緊急交通路の確保

オ 立入禁止区域の設定及び警戒

カ 災害の拡大、二次災害及び複合災害の防止

キ 被災地、避難場所等における防犯対策、各種犯罪の取締り等社会秩序の維持

ク 被災者等への情報伝達

ケ 検視、死体調査、身元確認及び遺族等への遺体の引渡し

コ 防災関係機関及び団体との連携した災害復旧活動

(2) 警備体制

ア 職員の招集・参集

警察は、災害発生後速やかに、あらかじめ定められたところにより、職員を招集・参集させ警備の確立を図る。

イ 災害警備本部等の設置

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察本部、警察署

に所要の規模の災害警備本部、災害警備連絡室等を設置するものとする。

(3) 部隊編成

ア 警察署における救出救助活動

署長は、自署員及び応援部隊により救出救助部隊を編成するとともに、消防等防災関係機関と現場活動に関する調整を行いながら、救出活動を行うものとする。

イ 指揮支援班の派遣

署長は、必要に応じて、警察本部から指揮支援班の派遣を受け、被災情報の収集および分析、消防等防災関係機関との活動調整に当たるものとする。

## 2 道路の交通規制

大規模災害時における道路交通の確保は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送など救援救助活動の基礎となるため、迅速かつ広域的な交通規制を実施して避難路及び緊急交通路を確保することが必要である。

(1) 交通情報の収集

警察は、災害が発生した場合には、現場の警察官等、関係機関等からの情報に加え、交通管制システム等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。特に緊急交通路に予定されている道路の状況について、橋梁部を中心に通行に支障がないか優先的に確認する。

(2) 交通規制の実施

警察は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止し、住民等の円滑な避難と緊急交通路を確保するため、交通規制を実施する。

(3) 緊急輸送路、迂回路の設定

署長は、警察本部、関係警察署に対し、被災地に向かう一般車両の抑制及び迂回措置について協力を要請する。

## 第13節 緊急輸送

災害応急対策の実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の基幹となるものであることから、必要な車両等を迅速に確保・調達するとともに災害対策専用車両としての認定を行い、関係車両の通行等優先した緊急輸送路を指定し、効率的な緊急輸送を実施する。

### 1 緊急通行車両の確保

(1) 車両の調達及び供給

ア 市各部がその所掌事務遂行上必要とする車両は、第一次的には総務対策部企画統制班長が市保有車両の運用を調整し、配分するものとする。

イ 市保有車両に不足を生じる場合は、総務対策部企画統制班長は財政対策部財務班と調整のうえ、県及び関係防災機関に対し、車両供給等を要請するとともに、必要に応じ市内業者から車両を調達するものとする。

ウ 市は、災害時の輸送力の確保を図るため、事前に関係業者と車両供給に関する協定等を措置しておくものとする。

エ 供給車両の用途は、おおむね次のとおりである。

- (ア) 生活必需品、政府食糧等の輸送
- (イ) 障害物の除去及び運搬
- (ウ) 塵芥処理及び運搬
- (エ) 避難行動要支援者及び支援者の搬送
- (オ) 傷病者及び遺体の搬送
- (カ) その他必要な運搬

## (2) 配車計画

ア 災害時において市各部の所掌事務が円滑に実施できるよう、財政対策部財務班は、市保有車両及び調達車両の配分又は併用、転用等の被害の状況に応じた車両の運用計画を作成するものとする。

イ 災害時における市各部に配分する車両は、あらかじめ定めておくものとする。

ウ 被害の状況に応じて必要とする車両を関係防災機関又は市内業者に対して車両待機を要請することができる。

エ 配車基準

別途定める。

## 2 緊急輸送路の確保

(1) 地震の被害により指定路線の確保が困難な場合が予想されるため、状況に応じて、代替経路を指定する。代替経路の指定ができない場合は、市が指定する緊急通行路の道路啓開を最優先に実施し、輸送路の確保に努める。

### (2) 放置車両等の措置

ア 車両等所有者に対する移動命令

緊急輸送路等において、放置車両などにより緊急性のある応急対策活動に影響を及ぼし交通の妨げとなる場合は、道路区間を指定して車両等の所有者又は管理者に対して車両等の移動を命ずる。

この際、市道については、道路管理者である市が、国道・県道については、県等と連携して行う。

イ 道路管理者が行う移動

車両等の所有者が近傍にいない場合及び不明な場合は、道路管理者自ら車両等の移動を行うことができる。

この際、移動のために車両の窓の破壊等必要な範囲においての当該物件を破損することができるが、補償の必要性から可能な範囲で写真等の撮影を行い、所有者とのトラブル防止に努める。

ウ 放置車両等保管のための土地の一時使用

放置車両の保管場所として、近くに公有地等がない場合は、私有地を使用することとなることから、所有者の承諾を得て、私有地を使用する。

この際、避難等のため、土地の所有者が見つからない場合は、事後承諾を得る必要性から、保管場所・保管状況等を写真等に記録しておくものとする。

### 3 輸送順位

輸送の円滑な実施を図るため、輸送順位の原則を定める。

- (1) 地域住民の生命の安全を確保するため必要な輸送
- (2) 災害の拡大防止のために必要な輸送
- (3) その他災害応急対策のために必要な輸送

### 4 緊急通行車両等の指定

- (1) 緊急輸送車両として指定する車両

ア 行政機関等が保有し、指定行政機関等との契約により、常時指定行政機関等の活動専用で使用し、又は災害発生時に関係の他機関・団体等から調整する車両

- (ア) 警報の発表及び伝達並びに避難指示を行うための車両
- (イ) 消防、水防その他の応急措置を行うための車両
- (ウ) 被災者の救難、救助その他保護を行うための車両
- (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育を行うための車両
- (オ) 施設及び設備の応急の復旧を行うための車両
- (カ) 清掃、防疫その他の保健衛生を行うための車両
- (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持を行うための車両
- (ク) 緊急輸送の確保を行うための車両
- (ケ) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置を行うための車両

イ 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものを使用される車両であって、事前の届出を行い、公安委員会の意思決定により通行を認めることとなる車両

- (ア) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- (イ) 医薬品・医療器具・医療用資材等を運搬する車両
- (ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (エ) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
- (オ) その他
  - a 災害救援物資の輸送を行うための車両
  - b 傷病者、要配慮者、介助員等の搬送を行うための車両
  - c 遺体の搬送を行うための車両

- (2) 確認の申請

ア 道路交通法第39条第1項の緊急自動車については、知事又は公安委員会の確認を受ける必要がなく、標章を掲示する必要もない。

イ 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するために運転する車両については、車両の使用者は、緊急通行車両であることの確認を受けるため、知事又は公安委員会に申請し、災害対策基本法施行規則第6条に基づく、標章（様式第3）及び確認証明書（様式第4）の交付を受けるものとする。

＊ 様式については「資料編 X I 様式類」の項による。

(3) 標章及び確認証明書の交付事務（以下「確認等の事務」という。）

ア 知事が行う確認等の事務は、次の部局で行う。

企画部、県北振興局（総務課）、島原振興局（総務課）、県央振興局（総務課）、長崎振興局（総務課）

イ 県公安委員会が行う確認等の事務は、次の課、署で行う。

県警本部交通部交通規制課、各警察署（交通課）

(4) 緊急通行車両等の確認を実施したときは、その処理顛末を明確にした書類を整理保存しておくものとする。

(5) 緊急通行車両等の使用者は、交付を受けた標章を当該緊急輸送車両の前面の見やすい箇所に掲示し、確認証明書は当該緊急車両に備え付けるものとする。

(6) 緊急通行車両等の使用者は、緊急輸送を終了したときは、直ちに標章及び確認証明書を返納するものとする。

(7) 燃料の調達方法

応急対策に関する車両への燃料については、市内関係業者と供給協定を締結して、燃料の確保を図る。

## 第14節 飲料水、食料、生活必需品等の供給

地震災害により、ライフラインや流通機構が機能しなくなった場合、被災者の自立復興を促すためにも、飲料水、食料、生活必需品等の供給は重要である。

この際、季節や時間の経過とともに必要な物資等は変化することを踏まえ、時期にあった調達・配布に留意する。

また、被災者によっては、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者や、避難所以外の場所で生活している被災者もいることから、食料、飲料水及び生活必需物資等の円滑な供給には十分に配慮する。

### 1 飲料水の供給

(1) 水質の保全

災害発生後は、特に原水から給水栓に至るまでの水質検査を密にし、水道施設及び水道管路に被害が生じたときは、早期復旧に努め、必要に応じて水源での塩素注入量などの調整を行い、水質の安全を確保する。

(2) 飲料水の輸送

災害による上水道施設の復旧は早急に行われるべきであるが、復旧に長時間を要する場合は、自衛隊、近隣市町及び指定給水装置工事事業者に支援を要請し、運搬体制を確立して給水を行う。

### 2 食料の供給

災害時において、被災者、災害対策本部要員等に供給する食料の確保とその供給は、次によるものとする。

(1) 供給の範囲

本部長が実施する災害発生時における応急用米穀の供給は、知事の指示に基づくほか、次に掲げるとおりとする。

ア 罹災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要があると判断した場合

イ 罹災により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要があると判断した場合

ウ 災害地における救助作業（急迫した災害の防止作業を含む。）に従事する者に対し給食又は供給を行う必要があると判断した場合

(2) 本部長は、前項により応急供給を行う必要があると認める場合は、速やかに県農林部農産園芸課に連絡してその指示を受ける。

(3) 供給品目

供給品目は原則として米穀とするが、消費の実績によっては乾パン及び麦製品とする。

(4) 供給方法

本部長は、応急配給を行う場合、主要食糧特別購入切符（乙）に主要事項を記入し、余白に（災）の印を附して受給代表者に交付し、米穀販売業者から買い受ける。

この場合、米穀販売業者は、当該切符に基づいて手持の米穀を販売するとともに、回収切符による手続きにより割当枠の補てんを行う。

ただし、（１）ーイによる場合、知事は取扱者を指定し供給を行うよう措置することとなっている。

なお、上記の措置が困難な場合、本部長は長崎県知事に要請する。長崎県知事は、農林水産省農産局長に要請し、政府所有米穀の販売等業務を実施する民間事業者から災害救助用米穀の引渡しを受けるものとする。

(5) 通信、交通機関等の途絶により、米穀販売業者が通常の手続きによる政府所有米穀の買受け、輸送及び供給ができない場合、本部長は、災害救助法又は国民保護法が発動された場合における米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け総食第113号総合食料局長通知）に基づき、適切な供給措置を行うものとする。

(6) 災害時における応急食料の緊急引渡要領

災害地が孤立した場合における応急食料の緊急引渡措置は次による。

ア 市長は知事からあらかじめ与えられた指示に基づいて、炊き出し又は供給を行うため応急食料の引取りを必要とする場合には、県農林部農産園芸課に対して、「災害救助米穀の引渡要請書」に引き渡数量の算出基礎を添付のうえ提出し、緊急に引渡しを受けたい旨を要請する。

\* 要請書の様式については、「資料編 X II 県に対する報告・要請」の項による。

イ 引渡しが確定したときは、「政府所有主要米穀受領書」を受託事業体に提出し現物の引渡しを受ける。

\* 受領書の様式については、「資料編 X I 様式類」の項による。

ウ 市長は応急食料の引渡しを受けたときは、その概要を知事に報告するとともに、

「政府所有主要米穀引受報告書」を提出する。

\* 要請書の様式については、「資料編ⅩⅡ県に対する報告・要請」の項による。

エ 災害地が孤立した場合、大村市への引渡し限度は、希望する数量である。

### 3 生活必需品の供給

生活必需品の供給は、災害救助法が適用されれば県が実施することになるが、県が救助を実施するまでの間、又は災害救助法の適用に至らない災害の場合は、市が応急救助に必要な生活必需品の確保を図るものとする。

#### (1) 生活必需品の確保

##### ア 災害救助法適用前

###### (ア) 生活必需品の指定品目

確保品目は、災害救助法施行細則に定めたものとする。

###### (イ) 需要の把握

罹災救助部長は、被害の状況及び避難所収容人員に基づき必要数量を把握し、調達するものとする。

###### (ウ) 調達方法

罹災救助部長は、速やかに市内又は市外の業者から調達する。

市の調達数量に不足を生じたとき又は調達不能なときは、県に備蓄物資の融通等を要請する。

##### イ 災害救助法適用後

災害救助法が適用された場合は、原則として県に手配を要請するものとする。

ただし、県知事から現地調達の指示を受けた場合は、前ア項の方法で県の救助事務を補助する。なお、通信が途絶する等緊急の場合は、市において必要な品目を直接業者から購入し、県知事に事後報告する。

#### (2) 生活必需品の配布基準及び配布

##### ア 配布基準

被災世帯に対する配布基準は、原則として災害救助法施行細則に定めるところによる。

ただし、事情によってこの基準により難しい場合は、別途県知事の承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を得て定めるものとする。

##### イ 配布する品目の決定

被災者に配布する品目・数量等は、被害の実情に応じて配布基準に定める限度額の範囲内でその都度定める。

災害救助法適用後は、県知事の指示を受ける余裕がないときは上記ア項により決定し、被災者に配布後、県知事に報告する。

##### ウ 配布

(ア) 生活必需品等の配布又は貸与は、主として避難所収容の被災者を対象として実施するが、自宅に残留している被災者に対しても必要に応じて実施する。

なお、被災者のうち、他からの寄贈等により日常生活に特に不自由がないと認められる者については、応急救助物資を配布する必要がないので、他の被災者との均衡を考慮した措置をとるものとする。

- (イ) 罹災救助部長は、交付対象者を把握し、物資の交付場所、交付方法、従事者の確保その他必要な配分計画を立てる。
- (ウ) 罹災救助部長は、配分計画に基づき、民間協力団体及び被災者の協力を得て、被災者に公平に配布する。
- (エ) 交付記録及び報告
  - 罹災救助部長は、生活必需品等の給与状況又は貸与状況を随時本部長に報告するとともに、所掌業務完了後は速やかに業務完了を本部長に報告するものとする。
- (3) 生活必需品の集積地
  - 生活必需品の集積地は、原則として市役所本庁舎とするが、災害の状況により交通及び連絡に便利な公共施設を選定する。

## 第15節 ライフライン・通信施設等の応急対策

地震により、上下水道、電気、ガス、通信のようなライフライン施設や鉄道・道路及び病院等公共施設の一部が被災した場合、都市機能そのものの麻痺につながり、市民生活への影響や応急対策を進める上での影響は大きいことから、それぞれの活動態勢を確立し、相互に連携を保ちながら、応急対策を迅速に実施する。

### 1 上水道施設

災害時においては、早急に水道施設及び水道管の被害状況を調査・把握し、自衛隊、近隣市町及び指定給水装置工事事業者と連携を図り、協力体制を確立して応急対策を行う。

#### (1) 緊急配水の調整

- ア 各配水施設及び設備の現地調査を行い、早急に現状を把握する。
- イ 漏水を確認したときは、バルブ操作及び応急修繕により飲料水を確保する。
- ウ 停電を伴う場合は、必要に応じて自家用発電機を配備し、代替電力を確保する。

#### (2) 送配水管の被害状況調査

制水弁操作を次の順序により行う。

- ア 主要幹線系統の操作
- イ 支管系統の操作
- ウ 給水管系統の操作

#### (3) 給水弁操作の基準

- ア 災害により停電した場合は、代替電力となる自家用発電機を使用し、主要管路を主力に支管路を制限しながら遠距離配水に努める。
- イ 送配水管の破損に対しては、制水弁等により区間断水を行い、水道管からの漏水を止める。
- ウ 配水管などの被害のない地区でも、必要最小限に給水を制限する。
- エ 応急復旧を行った管路は、順次通水を行い、給水を開始する。
- オ 上記ア項からエ項までの手順に従って操作する上で、判断しがたいときは、「上流



側（一次側）から下流側（二次側）へ」を基本に、次に大区域から小区域へと手順を追うこととする。

(4) 飲料水の確保

ア 水質の保全

(ア) 災害発生後は、特に原水からの給水栓に至るまで水質検査を密にし、水質の保全に努める。

(イ) 災害発生後、使用可能な給水栓については、被災の大小にかかわらず残留塩素の濃度検査を行う。

イ 飲料水の搬送

災害による上水道施設の復旧は迅速に行われるべきであるが、復旧に長時間を要する場合は、自衛隊、近隣市町及び指定給水装置工事事業者に支援を要請し、運搬体制を確立して給水を行う。

**2 下水道施設（公共下水道・農業集落排水）**

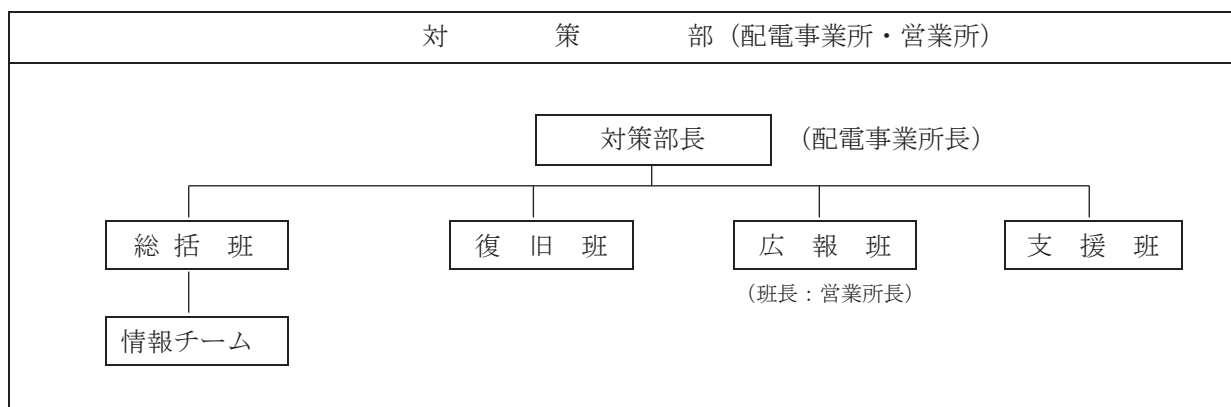
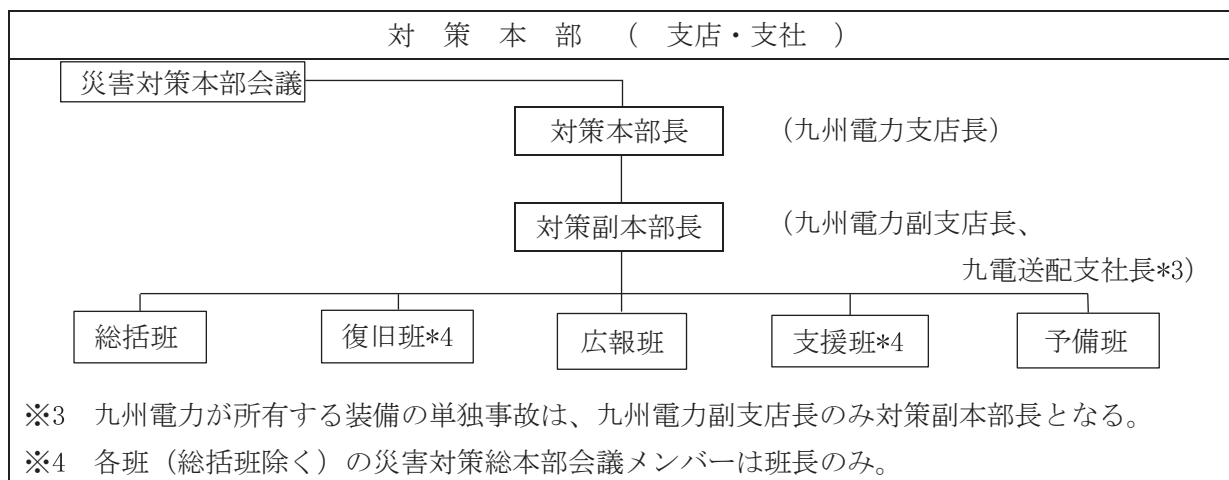
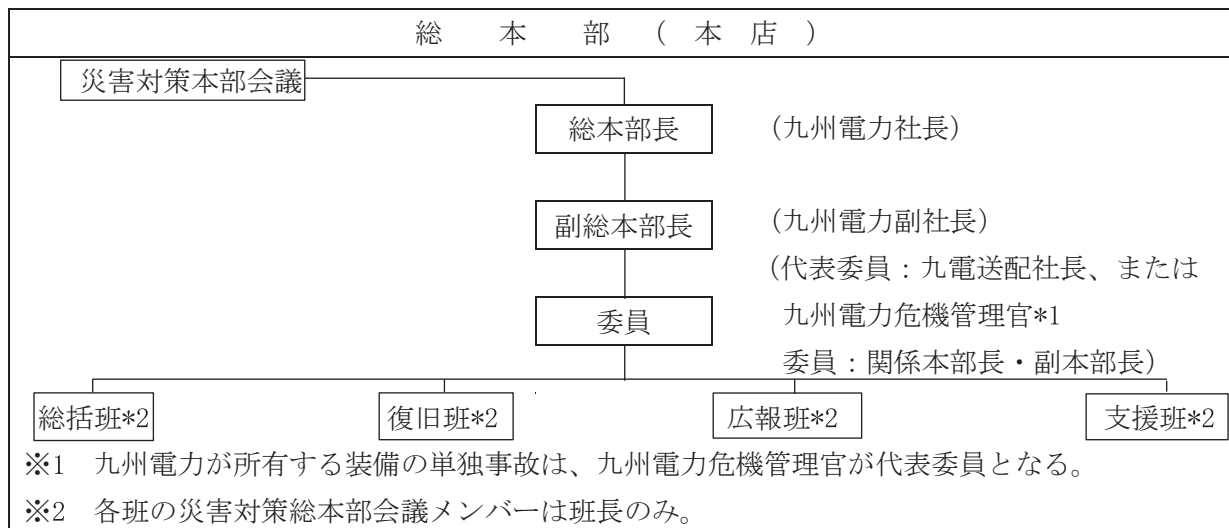
被災直後の指揮命令系統と根幹施設の被災状況の早急な把握体制を確立し、下水道施設の維持管理業者やコンサルタント業者等の支援・協力を得て、迅速に応急対策や調査を実施する。

- (1) 本市の下水の排除方式は、雨水と汚水を別々の管渠系統で排除する分流式であり、汚水管の被害調査では、TVカメラ等の資機材を確保し、必要な調査を行う。
- (2) 緊急対応として、車両等による移動トイレ及び仮設トイレの確保並びに設置場所の検討を行い処置する。
- (3) し尿の運搬を行うバキューム車の確保、処分地の検討など水洗便所が利用できないことを前提に対策を講じる。
- (4) 下水処理場及びポンプ場における発電装置を確保する。

### 3 電力施設

(1) 大規模な供給支障及び電力供給施設等の被害が予想される場合又は発生した場合は、直ちに社内の「非常災害対策部運営基準」に基づき、非常災害対策体制を確立し、迅速な災害復旧に努める。

#### 非常災害対策組織



- (2) 電力の安定供給に努めるが、供給設備に被害を受けたことにより、人身事故や火災等の二次災害を発生させることが予見できる場合は、供給を制限することがある。
- (3) 電力供給が不足する場合は、他電力会社から緊急融通を受けるなどの必要な措置を講じ電力の安定確保に努める。
- (4) 電力供給設備の応急復旧に必要な資機材は、日頃からその必要数を確保するが、設備被害数の増大等により不足が生じるおそれがある場合は、速やかに補充する。
- (5) 停電が広範囲に及ぶ場合は、応急復旧工法により順次停電を解消していくが、公共通信設備や手術中の病院等緊急性が確認できる場合においては、優先して復旧工事を実施することがある。

#### 4 ガス施設

##### (1) 目的

この基準は、保安規程第10章（災害その他非常の場合の措置）の規定に基づき、製造設備及び供給施設に災害が発生するおそれのある場合又は発生したときにとるべき対策の基準について定め、災害の際の迅速かつ適切な措置を期することを目的とする。

##### (2) 非常体制の種別と設置基準

非常体制の種別及び設置基準は次の表のとおりである。

体制種別	設置基準
第1次非常体制	1 製造設備の損壊又は近隣災害の影響による被害又は被害予想が軽度の場合 2 当社供給区域において震度4の地震が発生し、被害予想又は被害発生が下記の場合 (1) 供給支障戸数が30戸未満 (2) 低圧導管の損傷箇所が2か所未満
第2次非常体制	1 製造設備の損壊等による被害又は被害予想が中度の場合 2 当社供給区域において震度4の地震が発生し、被害予想又は被害発生が下記の場合 (1) 供給支障戸数が30戸以上100戸以下 (2) 低圧導管の損傷箇所が2か所以上5か所未満 (3) 製造設備が中度の損壊等を受けた場合
第3次非常体制	1 製造設備の損壊等による被害又は被害予想が甚だしい場合 2 当社供給区域において震度5弱以上の地震が発生し、広域、大規模な災害の発生あるいは発生が予想される場合

##### (3) 非常体制の発令・解除・報告先及び地震時の供給停止判断権限者

体制種別	発令及び解除者	連絡先	報告先
第1次非常体制	支店長	常務取締役	社長
第2次非常体制	代行者：支店次長 (又は工務課長)	代行者：業務部長	代行者：専務
第3次非常体制	社長 代行者：専務	—	—

(4) 災害対策本部の設置

ア 第1次非常体制

災害対策本部を設置せず、支店において災害対策の指揮及び活動を行う。その組織及び業務分担は別表1のとおりとする。

イ 第2次非常体制

災害対策本部を設置せず、支店において災害対策の指揮及び活動を行う。その組織及び業務分担は別表1のとおりとする。

ウ 第3次非常体制

直ちに社長を本部長とする「災害対策本部」を本社に設置する。その組織及び業務分担は別表第1のとおりとする。

エ 業務担当責任者不在及び未定の場合

業務担当責任者不在及び未定の場合は下位の職責者が代行するものとする。

オ 勤務時間外の責任者

勤務時間外の責任者は日宿直者とし、呼出等で上位の職責者が出動した時点で責任業務を引き継ぐ。

カ 緊急連絡先

各部門の緊急連絡先は別表2のとおりとする。

(5) 自動出動等

ア 出動基準（勤務時間外の場合）

(ア) 日宿直者（上位の職責者が出動した時点で責任業務を引き継ぐ）からの呼び出しがあれば出動する。

(イ) テレビ・ラジオ情報、自宅周辺に被害（供給支障、ガス漏れ、家屋損壊等）が具体的に多数発生した場合は、呼び出しがなくとも出動する。

\* 大雨、洪水等災害による被災、傷病等の事情により出動困難な者はこの限りではない。

イ 出動の方法

出動に際しては家族の安全が確認され、出動可能となった時点で出動する。極力四輪車の使用を避け、徒歩、自転車、バイクの方法によるものとする。また、公共交通機関が機能している場合においてはそれを使用してよい。

ウ 出動場所

区 分		本 社	支 店
第1次非常体制	支 店 社 員	—	各支店の所属する職場
第2次非常体制	本 社 業 務 部	本 社 業 務 部	—
第3次非常体制	本部長及び本部員	本 社 業 務 部	—
	支 店 社 員	—	各支店の所属する職場

エ 出動途上での情報収集及び報告

出動者は出動途上において可能な限り、沿線の被害状況、交通状況、ガス工作物の状況等災害に関する情報収集を行い、入社後直ちに担当係長・課長を通じて保安統括者及び災害対策本部長に報告する。

(6) 防災機関との情報連絡体制

平常時から供給区域の属する各県、市町村、管区气象台、消防署、警察署と協調し、防災関係情報の提供、収集等相互連絡体制を整備することとする。

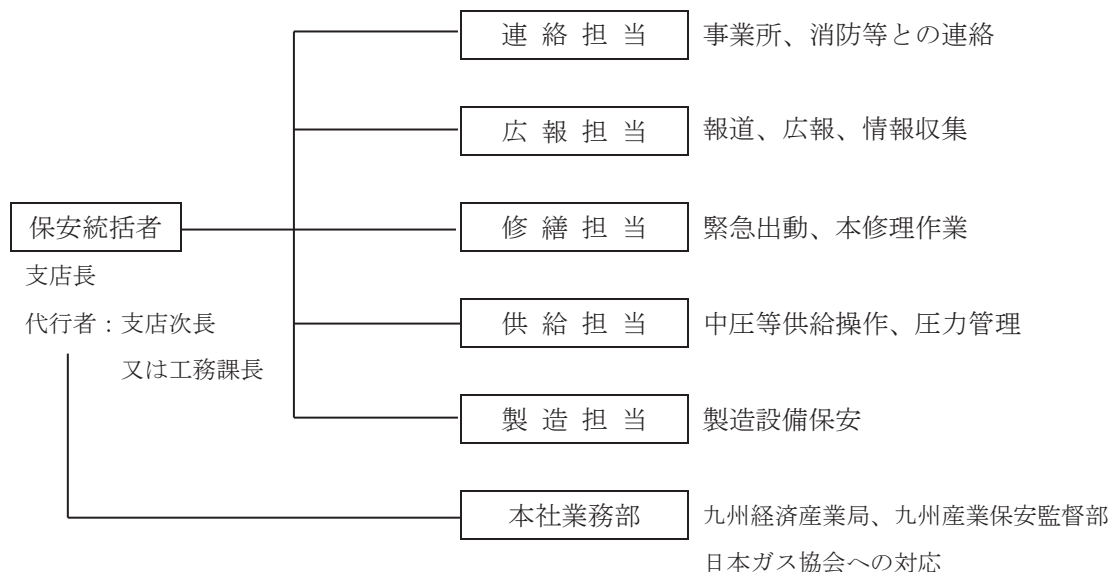
また、災害発生時には、地方自治体の災害対策本部をはじめとする防災機関と協議し、災害発生に関する情報提供・収集を行い、緊急対策・災害復旧を推進する。

(7) 災害の拡大防止・復旧措置

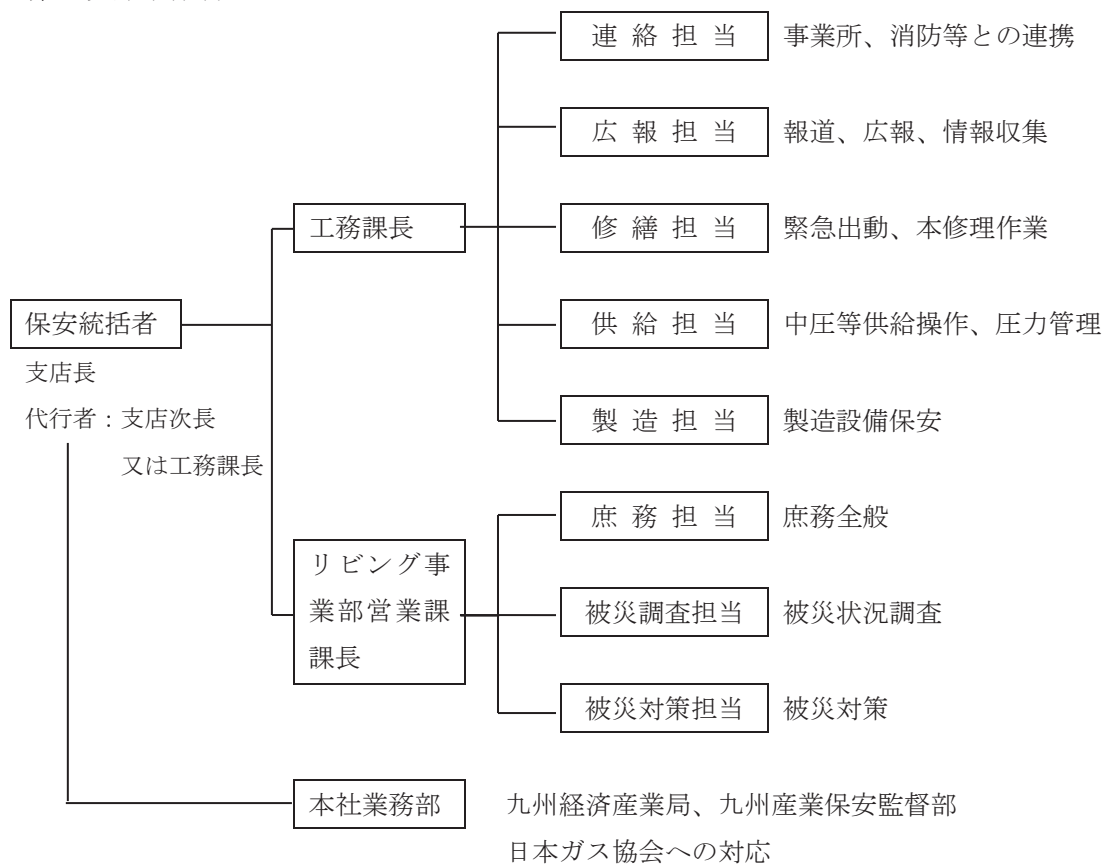
災害が発生した場合、処理要員は第1次から第3次非常体制の組織及び業務分担に従い災害の拡大防止・復旧措置に努める。

組 織 及 び 業 務 分 担

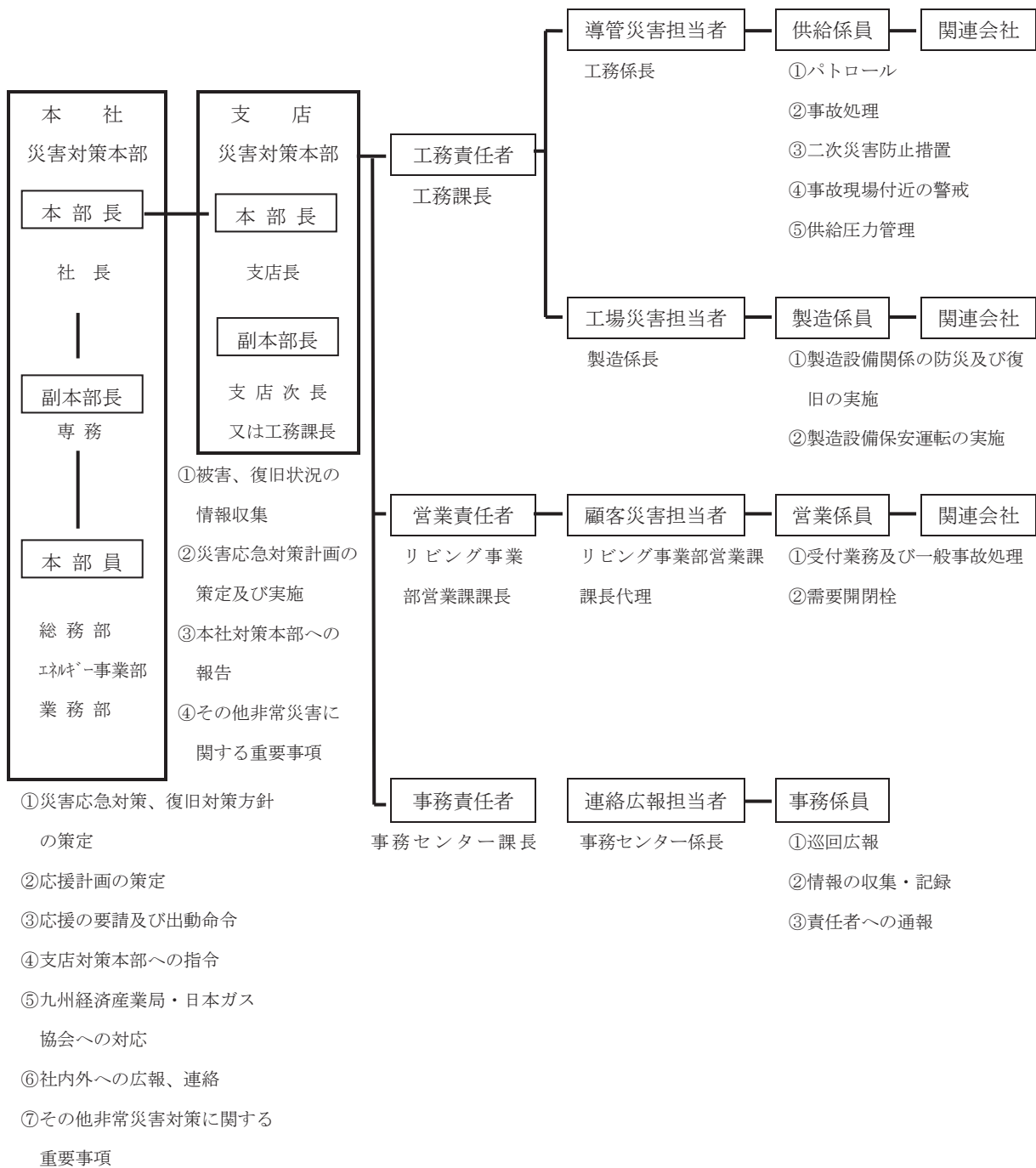
1 第 1 次非常体制



2 第 2 次非常体制



### 3 第3次非常体制



\*災害時優先電話

本社  
0957-35-6031

大村支店  
0957-53-3321

## 緊急連絡先及び関連会社一覧

## 1 本 社

名 称	電 話 番 号	F A X
九州経済産業局 ガス事業課	092-482-5525～5526	092-482-5537
九州産業保安監督部 保安課	092-482-5527～5528	092-482-5932
日本ガス協会 九州部会	092-451-0274	092-451-0275
長崎県危機管理・消防防災課	095-824-3597	095-821-9202

## 2 大村支店

名 称		電 話 番 号	F A X
大 村 市 役 所 (平 日)		0957-53-4111	0957-52-3883
大 村 市 役 所 (休 日・夜 間)		〃	0957-53-1219
大 村 消 防 署		0957-52-4138	0957-53-8992
大 村 警 察 署		0957-54-0110	0957-54-0110
関連会社	九州テクノ(株) 大村工事部	0957-53-0020	0957-53-0279
	J F Eパイプライン(株) 九州事業所	092-834-8995	092-834-8996
	西部ガス(株) 原料部	092-633-2842	092-633-2275
	北九州LNGローリー販売(株)	093-873-0120	093-873-2281
	西部ガスエネルギー(株)原料資材部	092-939-5236	092-939-5217
	(株)システック井上	095-861-4136	095-861-4131
	九州電気保安協会 大村	0957-54-0859	0957-54-0106



## 5 NTT西日本における通信の確保

電信設備は、災害時における情報の収集・伝達手段として、市民はもとより行政等災害対策関係者にとって、防災活動すべてにわたり必要不可欠なものであることから、災害対策本部を設置して、電気通信設備の速やかな復旧対策を講じる。

### (1) 災害対策本部の設置

ア 早期復旧体制の確立として、人的・物的確保

(ア) 九州管内をはじめ、全国的な支援員の要請（被災状況調査班及び復旧班等）

(イ) 資器材等の確保

イ 市及びライフライン関係機関相互の通信網により、被災状況の収集、情報交換

ウ 復旧担当者との緊密な連絡の徹底

### (2) 応急復旧

ア 復旧対策

(ア) 設備寸断箇所応急復旧

(イ) 停電対策（移動電源）

(ウ) 孤立地域対策（衛星通信）

(エ) 通話輻輳規制

イ 重要通信の確保

(ア) 第1次

a 市防災機関（災対本部・市立大村市民病院・応急救護所等）

b 国・県防災機関

c 消防・警察・自衛隊等

d 防災協力医療機関

e 輸送・通信・電力復旧に直接関係する機関

(イ) 第2次

a ガス・水道を供給する期間

b 金融機関

c 新聞・通信・放送業者及び第1次以外の国・地方公共団体

### (3) 通信サービスの確立

ア 特設公衆電話・公衆ファックスの設置

(ア) 第1次

市指定避難所

(イ) 第2次

a 第1次に該当しない市民が避難生活を余儀なくされている場所

b 私設避難場所

イ 災害用伝言ダイヤル提供

### (4) 地震災害時の対処

別紙による。

## 地震災害時のNTT西日本における通信の確保

## 1 通信サービス確保の基本方針

電気通信設備に災害等が発生した場合、重要通信の確保に留意し、災害状況、電気通信設備の被害状況に応じ、次の復旧順位を参考として、適切な措置をもって復旧に努める。

## (1) 第1順位

気象機関・水防機関・消防機関・災害救助機関・警察機関・防衛機関・輸送の確保に直接関係ある機関・通信の確保に直接関係ある機関・電力の供給に直接関係ある機関

## (2) 第2順位

ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関・選挙管理機関・預貯金業務を行う金融機関・新聞社・通信社・放送事業者・第1順位以外の国又は地方公共団体

## (3) 第3順位

第1順位・第2順位に該当しないもの

## 2 耐震対策の目標

## (1) NTTの耐震対策は、次の通信確保の指針に基づく。

震度階	通信確保の指針
5弱、強	通信の運用上、全く支障を与えないようにする
6弱、強	通信の質の劣化が起こっても、途絶はさせないようにする
7	通信網の大幅な機能低下を防ぐ

## (2) (1)項の通信確保の指針に基づき、次の被災規模を想定して各設備の耐震対策を実施

震度階	所外設備	所内設備	建物等
5 (強震)	一部の架空設備以外は損傷を生じない。	ほとんど損傷せず、地震後も機能劣化しない。	ほとんど損傷せず、通信運用上支障を与えない。
6 (烈震)	損傷を受けるが、地下設備は軽微な損傷にとどまる。	軽微な損傷にとどまり地震後は容易に正常な機能に回復できる。	修理可能な軽微な損傷にとどまり通信に重大な影響を及ぼさない。
7 (激震)	随所で損傷を受けるが、とう道は崩壊しない。	損傷を受けるが、主要設備は早期に正常な機能に回復できる。	損傷を受けるが、倒壊・崩壊しない。

## 3 防災対策機器

## (1) ポータブル衛星

## ア 目的

災害及び異常故障により通信が途絶した場合に、早急に回線を作成し、通信の確保を行うことを目的とする。

イ 使用方法

(ア) 作成する回線

- a 特設公衆電話
- b 臨時電話回線
- c I N S回線

(イ) 常設場所

ポータブル衛星

NTTフィールドテクノ長崎設備部フィールドサービスセンタ長崎ユニット

(連絡先：NTTフィールドテクノ長崎設備部 エリアマネジメント部門

エリアマネジメント担当 095-893-8059)

4 NTTフィールドテクノ長崎設備部 エリアマネジメント部門

エリアマネジメント担当 095-893-8059

## 第16節 公共施設等の応急対策

公共施設は、都市活動を営む上で重要な役割を担っており、これが災害により損壊した場合は、救急救助及び救援救護活動等に重大な支障を及ぼすことから、速やかに応急措置を講じ、公共施設等の機能回復を図る。

### 1 公共土木施設

各公共施設等の施設管理者は、速やかに被害状況を把握し、施設の機能回復のため応急措置を講ずるものとする。

#### (1) 道路、橋梁

各道路管理者等は、所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制等の措置、迂回道路の選定など、通行者の安全策を講ずるとともに、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋梁については、次のような実施手順に従って、応急並びに復旧措置を行うものとする。

ア 落下した橋梁若しくはその危険があると認められた橋梁又は被害状況により応急復旧ができない場合は、大村警察署、関係機関と協議のうえ、通行止め又は、交通規制の標示等必要な措置を講ずる。

イ 上下水道、電気、ガス、電話等の道路占有施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者に通報する。なお、緊急を要し通報できない場合には、現場付近の立ち入り禁止、避難の誘導、周知措置等市民の安全確保のための措置をとり、事後連絡するものとする。

ウ 亀裂、陥没等を生じた道路は、直ちに排土作業、盛土作業等の応急復旧を行う。

#### (2) 内水氾濫対策

側溝・下水道や排水路だけで、雨水を排水できない状況が起こった場合は、建物や土地の浸水・道路が冠水することが考えられることから、直ちに県及び消防部に報告し、移動排水ポンプ等の支援を求め、これにより排水作業を継続し、内水による被害の拡大を防止する。

### 2 病院等の施設

病院等の施設における的確な応急措置は、被害の軽減につながるもので極めて重要であり、状況に応じた臨機の措置を講じ、災害防止に万全を期するものとする。

この際、病院・助産所は、患者収容施設の特性から、施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最優先して行動する。

#### (1) 患者の避難措置

常時、担架送者と独歩可能者の分別を把握し、状況に応じた避難・誘導を実施する。

#### (2) 停電時の措置

自家発電装置に切替え、手術等緊急に必要な電源を確保する。なお、自家発電装置が被害により機能しない場合は、関係機関に連絡し、照明電源車等の出動を要請する。

#### (3) 給水不能時の措置

被災による給水不能など、自力での給水確保が困難な場合は、水道事業者（大村市上下水道局）に連絡し、給水車等による給水支援を要請する。

#### (4) ボイラー使用不能時の措置

医療機器の蒸気消毒、暖房及び患者等の給食は、電気、LPG又は固形燃料等に切替え

てそれぞれ処理する。

(5) 応援要請

被災のない施設等に連絡して、人的、物的応援を要請する。

(6) 重要器材等の保管措置

手術用器材、その他緊急必要器材については、常時、安全保管又は緊急持ち出しの体制を確保する。

### 3 社会福祉施設

高齢者、障がい者（児）、児童、乳幼児などの要配慮者は、災害時に単独での安全確保が極めて困難であることから、要配慮者が利用する社会福祉施設等においては、安全確保を図るため、平常時から関係機関と連絡を密にするとともに、災害時には自主的な防災活動を展開し、応急措置を行う。

- (1) 各施設の責任者は、施設利用者の安全確保を図るため、綿密な防災計画を立て、万全を期す。
- (2) 責任者は、自衛防災組織を編成し、災害時には役割分担に基づき行動する。
- (3) 緊急時には、関係機関へ通報するとともに、状況に応じた応急措置を講ずる。
- (4) 自主的な防災活動に支障が生じた場合は、関係機関に応援を要請する。
- (5) 責任者は、施設の応急修理を迅速に実施する。

### 4 鉄道施設（JR九州）

地震が発生した場合、JR九州において運転規制等を行い、列車運転の安全を確保するとともに、早期開通を図るため、次のとおり対処する。

(1) 災害警備

関係区長は関係社員に対し、線路、建物、電力設備、信号保安設備等の警護に従事させる。この際、余震等により二次災害の発生が予測される箇所は、重点警護箇所に指定し、各所ごとに監視上の注意事項を定め、警備に当る。

また、気象異常時の運転規制等は、運輸部長が定めている。

なお、次の箇所には、気象状況を確実に把握し、的確な防災処置ができるよう気象観測機器を配備している。

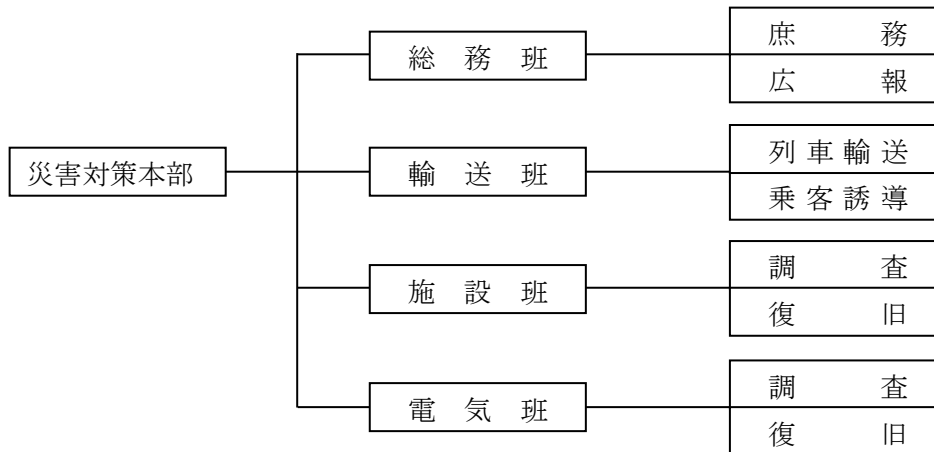
気 象 観 測 機 器 配 備 表

機 器 名 職 場 名	雨量警報機	風 速 計	地 震 計
長崎鉄道事業部	諫早・松原・川棚	松 原	諫 早 早 岐

## (2) 災害応急対策

災害が発生したときは、直ちに応急処置を講じるとともに、列車の早期開通を図るため、災害対策本部を設置する。

なお、災害対策本部の分担は次のとおりである。



## 第17節 遺体の捜索・収容及び埋・火葬

地震の発生時期・時間により多数の死者が発生する可能性があることから、本節においては、現に行方不明の状態にあり、すでに死亡していると推定される者の捜索及び遺体の処理並びに埋・火葬についての必要な措置について定める。

### 1 遺体の捜索

#### (1) 実施責任者

ア 市長が関係機関の協力を得て行う。

イ 災害救助法が適用された場合は、原則として知事が関係機関の協力を得て行い、知事から委任された場合又は知事による救助のいとまがない場合は、市長が知事の補助機関として行う。

#### (2) 捜索の方法

捜索は、災害の規模、地域その他の状況を勘案し、関係機関（警察、自衛隊、海上保安部等）と連携し、状況により地元住民、事業者等の協力を得て、捜索に必要な舟艇その他機械・器具等を借り上げて行う。

なお、災害対策本部内に実動機関の調整の場を設け、関係機関相互の情報交換、捜索の地域分担等を適宜行い、効率的な活動を行うものとする。

### 2 遺体の処理・安置

#### (1) 遺体安置所の開設

本部長は、あらかじめ定めた公共施設、寺院等から選定し、遺体安置所を開設するものとする。

ただし、被災等により当該施設が使用できない場合、天幕等を公園等の適切な場所に設置し、開設するものとする。なお、遺体安置所の開設にあたっては、葬祭事業者等の協力

を得ながら、棺等必要器材を確保する。

(2) 遺体の搬送

罹災救助部長は、警察、自衛隊等と協力し、捜索等により発見された遺体を遺体安置所に搬送する。

(3) 遺体の検視、検案

警察は、搬入された遺体の検視及び身元確認を行うとともに、警察から委嘱を受けた医師及び歯科医師は、検視後の遺体の検案を行う。

(4) 遺体の洗浄、消毒、一時安置

罹災救助部長は、検視、検案等を終えた遺体を、必要に応じて洗浄、消毒した後、あらかじめ定めた一時安置場所に安置する。

(5) 遺族等への引渡し

罹災救助部長は、遺族等が遺体を引き取りに来た場合、所定の手続きを経て遺体を引き渡す。

ただし、遺族等が諸事情により遺体の搬送手段を確保できない場合、葬祭事業者等の協力を得ながら、火葬場等に遺体を搬送するものとする。

(6) 遺族等へのグリーフケアの実施

罹災救助部長は、長崎大学病院DMORT、日本赤十字社等と協力し、遺族等に対し、必要に応じてグリーフケアを実施する。

### 3 遺体の埋・火葬

(1) 対象

埋・火葬は、災害の際に死亡した者に対して、その遺族が資力の有無にかかわらず混乱期のため、埋・火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合に死体の応急的な措置として行う。

(2) 埋・火葬の方法

ア 原則として火葬するが、慣習又は状況により埋葬する。

イ 棺又は骨つぼ等の埋・火葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨等の役務の提供を行う。

\* 大村市の火葬施設については、「資料編 III 大村市の現況」の項による。

(3) 火葬能力限界時の処置

本市の火葬場のみで処理できない場合、また本市の火葬場が被害を受け使用不能の場合は、県に対し、広域火葬（県内及び県外火葬場）の応援を要請する。

## 第18節 環境・保健衛生対策

災害発生時には、塵芥や倒壊物（がれき等）及びし尿の汲取り処理などの清掃業務の停滞、ライフラインの機能低下等がおこり、衛生環境の悪化に伴う伝染病や食中毒、その他健康への悪影響が懸念される。

これに対応するため、平常時からの清掃処理施設等の整備に努め、災害時においても可能な

限り分別を実施し、被災地の環境衛生の安全を図るものとする。

また、防疫、保健衛生等の措置を的確に行い被災者の健康管理に努める。

### 1 し尿の汲取り及び処理の方法

災害発生と同時に被災地区のし尿汲取りに全力を挙げるため、直ちにし尿汲取り業者に協力を依頼し、汲取り収集を迅速に行う。

- (1) 収集し尿は、大村市環境センターの貯留槽（200 m<sup>3</sup>）に一時貯留を行い、収集されたし尿が処理能力以上に多量の場合は、関連施設への応援を依頼し、適正な処理を行う。
- (2) 被災者の生活に支障が生じることがないように、仮設便所の設置を早期に完了し、環境衛生の確保に努める。なお、設置にあたっては障がい者への配慮を行う。
- (3) し尿処理施設の復旧を早急に行い処理停止期間の短縮を図る。
- (4) その他別途定める大村市災害廃棄物処理計画に従い適切な処理を行う。

### 2 塵芥・倒壊物（がれき等）の収集及び処理

塵芥・倒壊物（がれき等）の処分場等への短期間大量投入が困難であるため、環境衛生の保全に支障のない公有地等を利用して、臨時ごみ集積所を確保する。なお、処理不可能な場合は隣接市町との相互協力体制を図るとともに県に対して支援を要請して迅速な処理を行う。

- (1) 災害地域の塵芥収集は迅速に実施するが、生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物は直営及び委託業者の協力を得て、最優先で収集搬送の体制を確立し、大村市環境センターにおいて、速やかに焼却処理又は破砕処理を行う。
- (2) 倒壊家屋からの廃物、焼失家屋の焼け残り等については、許可業者の協力並びに市民自らによる一時集積所への直接搬送の協力を要請する。
- (3) 災害発生時において、収集された塵芥が市の処理能力を越える場合は、民間の許可業者に委託し処理する。
- (4) がれきの処理については、仮置場の確保を図るとともに廃棄物関係処理業者の協力を得て、最終処分場までの処理ルート確保を図る。
- (5) アスベスト等の有害な廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の規定に従い適切な処理に努める。
- (6) その他別途定める大村市災害廃棄物処理計画に従い適切な処理を行う。

### 3 防疫

市は、災害時における感染症の発生及びまん延を防止するため、県（県央保健所）及び防災関係機関との密接な連携のもと、必要な防疫対策を行う。

#### (1) 清掃活動及び消毒

感染症予防上必要と認められる場合は、清掃活動及び消毒方法について県の指示を受けて、実施する。

##### ア 清掃活動

- (ア) 清掃活動の実施に当たって道路溝渠、公園等公共の場所を中心に行う。
- (イ) 災害に伴う家屋及びその周辺の清掃は、各個人が行うことを原則とし、被災地の状況に応じて、必要な指導あるいは指示を行う。
- (ウ) 収集したごみ、汚泥及びその他の汚物を焼却埋没等衛生的に適切な処分を行う。

##### イ 消毒

- (ア) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条の規定による県



の指示に基づき、同施行規則第14条から第19条までに定めるところに従って行う。

- (1) 消毒薬剤等の手持量を確認の上、県の指示のもと適宜、不足分を補い便宜性のある場所に配置する。
- (2) そ族・昆虫の駆除  
そ族昆虫の駆除の実施に当たっては、現場確認を速やかに行うとともに県の指示のもと器材及び薬剤等の調達を図る。
- (3) 予防接種の実施  
県の指示に従い臨時の予防接種を実施する場合は、ワクチンの確保など迅速に行い、適切な時期に実施する。
- (4) 防疫用薬品・資材の調達  
市は、必要に応じ県に対して薬品及び器具等の調達の斡旋を依頼する。
- (5) 感染症患者が発生した場合の対応
  - ア 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、県が対応する。
  - イ 感染症発生状況又は感染予防の周知のため、速やかに広報活動を実施し、パニック防止に努める。

#### 4 保健衛生

- (1) 食品衛生監視  
災害時には、冠水・停電・断水等による食料品並びに飲料水の腐敗・汚染等が考えられることから、県（県央保健所長）は、必要に応じて食品衛生監視班を編成し、以下の業務を実施する。
  - ア 救護食品の監視指導及び試験検査
  - イ 冠水した食品関係業者の監視指導
  - ウ その他飲食に起因する事故発生の防止
- (2) 保健衛生  
罹災救助部長は、大規模災害における大村市保健活動マニュアル（平成20年3月策定）に基づき、保健師等による健康管理チーム等を編成して巡回訪問指導などを実施し、在宅又は指定避難所等に避難している乳幼児、高齢者等要配慮者を含む被災者の心身の健康維持を図るとともに、生活環境に関する相談を行う。
- (3) 難病患者等対策  
罹災救助部長は、大村市医師会、県央保健所等と連携し、人工透析患者、難病患者等の医療の確保等の整備を行う。

## 第19節 障害物の除去対策

災害によって発生した障害物には、道路上の障害物、河川の障害物、住宅関係の障害物等が考えられることから、避難や災害復旧等の妨げとなる物を除去して、復旧対策の推進と被災者が生活の円滑化を図れるよう障害物の除去を行う。

### 1 道路関係障害物の除去

#### (1) 実施責任者

道路上の障害物の除去は、原則として道路管理者が行い、市以外の道路管理者に対する連絡は、都市整備対策部で行う。

#### (2) 障害物の除去の方法

ア 土砂量等を調査して本部長に報告し、これに基づいて具体的対策を定めて実施する。

イ 優先的に障害物を除去すべき道路は、以下の順位とする。

(ア) 地域住民の生命の安全を確保するために重要な道路

(イ) 災害の拡大防止上重要な道路

(ウ) 緊急輸送を行う上で重要な道路

(エ) その他応急対策活動上重要な道路

#### (3) 応援協力体制

ア 県央振興局、その他関係機関と密接な連絡をとり、必要に応じて協力を要請する。

イ 障害物除去に必要な資機材、人員に不足を生じた場合は、市内の建設業協会に応援を求め対処するものとし、状況に応じ消防団が協力するものとする。

### 2 河川関係障害物の除去

#### (1) 洪水時の障害物

洪水時における河川の障害物の除去は、河川の氾濫や橋りょうの流失などを防止するため、速やかに実施する。

#### (2) 実施責任者

本部長の指示により、都市整備対策部土木班から実施責任者を出し、河川管理者、道路管理者、警察等の関係機関と協議して、流木、流塵等の障害物の除去を行うものとする。

### 3 住宅関係障害物の除去

#### (1) 実施責任者

ア 災害救助法適用前は、本部長が除去の必要性を認めた物を対象として実施する。

イ 災害救助法適用後は、知事の補助機関として実施する。

ウ 障害物の除去は、都市整備対策部建築班員及びその他の団体の協力を得て作業班を編成してこれに当たるとともに、必要により自衛隊の協力を要請する。

#### (2) 障害物除去の基準

ア 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。

イ 住家が半壊又は床上浸水したものであること。

ウ 自らの資力で障害物が除去できないものであること。

エ 当該災害によって、住家が直接被害を受けたものであること。

#### (3) 除去に必要な車両、機械器具の確保

- ア 必要に応じて長崎県建設業協会大村支部等の協力を求める。
  - イ 労力又は機械力が不足する場合は、県（県央振興局）に要請して他市町村からの協力を求める。
  - ウ 災害の状況に応じて、自衛隊の協力を要請する。
- (4) 障害物の集積場所
- 土砂等の一時集積場所は、交通及び市民生活に支障のない公有地を原則とする。
- ただし、災害規模が大きい場合は、民有地であってもその所有者と協議の上、一時集積場所とすることができる。
- (5) 障害物除去の実施期間
- 障害物の除去の実施期間は、災害発生の日から10日以内とする。
- (6) 障害物除去の期間延長（特別基準の設定）
- 災害発生から11日経過後も、障害物除去を必要とする場合は、次の事項を明らかにして、県知事に対し特別基準の設定を申請する。
- ア 延長の期間（必要最小限度の期間とする。）
  - イ 期間の延長を要する地域
  - ウ 期間の延長を要する理由
  - エ その他（期間の延長を要する地帯等）

## 第20節 災害の拡大防止・二次災害防止対策

### 1 建物対策

地震発生後には余震等による二次災害の可能性があることから、速やかに被災建物の点検を行い、その安全性を確認する。

(1) 市有施設の点検

各施設管理者は、災害時の拠点・避難施設となる施設を中心に、二次災害を防止するため、速やかに点検作業を行い、その安全性を判断する。

点検に当り施設管理者は、国が定めた「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき施設の被害区分（一部損壊、半壊、全壊）が分かるよう点検を行うものとする。

点検結果により施設を使用できないと判断した場合は、安全措置を講じた上で施設を閉鎖する。

(2) 被災建築物の応急危険度判定の実施

ア 建築技術者や応急危険度判定士等の協力のもと、被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定して、人命にかかわる二次的災害を防止する。

イ 応急危険度判定結果については、「危険」、「要注意」及び「調査済み」に区分し、3色のステッカー（赤；危険、黄；要注意、緑；調査済み）に対処要領を記載し、入口等に表示して、居住者はもとより、付近を通行する歩行者などに対しても、その建物の

危険性に関する情報を周知する。

\* ステッカーの様式については、「資料編 X I 様式類」の項による。

## 2 土砂災害危険箇所対策

- (1) 余震及び降雨による土砂災害の可能性のあることから、危険区域の調査を行い、必要に応じて警戒区域を設定し、同地域の監視を継続するとともに市民に周知し、同地区への立ち入りを制限する。
- (2) 土砂災害警戒情報等が発表され、土砂災害の発生が予想される場合は、住民及びライフライン関係者、交通機関関係者等に対して注意を喚起し、必要により、対象地区に避難指示等を発令する。

## 3 危険物等対策

危険物・有毒物等の取扱施設において、災害によって誘発される爆発、有毒ガスの漏えいは、従業員・周辺住民の安全に影響を及ぼすことから適切な措置を行うことが必要である。

### (1) 石油類等危険物保管施設の応急措置

関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。

ア 危険物の流出あるいは爆発のおそれがある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置

イ 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策

ウ 危険物による災害発生時の自衛消防組織等の活動要領の確立

エ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動

### (2) 火薬類保管施設の応急措置

火薬類取締法により、火薬類保管施設が火災・水災等により、危険な状態になったときは、製造保管責任者、その他施設の責任者に対して、次に掲げる措置を講ずるとともに、速やかに最寄りの警察官、消防職員、若しくは消防団員等に届け出るよう指導する。

また、応急措置については、以下のとおりとする。

ア 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕がある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張り人を付けて、関係者意外の者が近づくことを禁止する。

イ 道路が危険であるか、又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の溝等の水中に沈める等、安全な措置を講ずること。

ウ 搬出の余裕がない場合には、火薬庫にあつては、入り口等を目張り等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により危害を受けるおそれがある地域は全て立ち入り禁止措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。

エ 火災に際しては、誘発防止のため、延焼拡大を阻止する消防活動を行う。

オ 施設の責任者及び現場責任者(警察官)と連携して、応急対策の実施に当たる。

### (3) 高圧ガス保管施設の応急措置

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス関係の事業所に災害が発生したとき、又は火災、水災等により危険な状態になったときは、施設の責任者に対して、次に掲げる措置を講ずるとともに、速やかに最寄りの警察官、消防職員、若しくは消防団員等に届け出る

よう指導する。また、各機関の応急措置については以下のとおりとする。

- ア 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させる。
- イ 貯蔵所、又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器は、安全な場所に移す。
- ウ 上記の措置を講ずることができないときは、従業員又は必要に応じて付近の住民に退避するよう警告する。
- エ 充てん容器が損傷、又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれがない水中に沈め、若しくは地中に埋める。
- オ 必要に応じて保安措置等について、指導を実施する。
- カ 保管施設の破損に伴う被害の拡大を防止するため、関係機関と連絡を密にして、地域防災組織及び事業所の自衛消防組織に対し、必要な指示を行うとともに、消防活動を実施する。
- キ 警察、保健所等の関係機関と協力して、交通遮断、緊急避難、広報活動等の必要な措置をとる。

#### (4) 毒物・劇物取扱施設の応急措置

毒物・劇物取扱施設の応急措置については、次のとおり実施する。

- ア 火災に際しては、施設防火管理者と連絡を密にして、施設の延焼阻止、汚染区域の拡大を防止する。
- イ 警察、保健所等の関係機関と協力して、交通遮断、緊急避難、広報活動等の必要な措置をとる。

## 4 海上流出油事故対策

油等による大規模な災害の発生に備え、海上保安庁法並びに海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づき、関係機関と綿密な連絡をとり、事故発生の際は必要に応じ、次の措置をとる。

- (1) 関係機関への情報の速報
- (2) 油等の拡散防止
- (3) 火災の発生防止
- (4) 付近船舶等の避難指示
- (5) 関係機関に対し、労務、設備、資材の確保について要請を行う。
- (6) 魚類養殖施設の緊急避難

※ 関係機関：佐世保海上保安部、長崎県北部排出油防除協議会、県央消防本部  
大村消防署、大村警察署、大村市漁業協同組合、大村湾東部漁業協同組合

## 第21節 応急住宅対策

地震により住宅が滅失又は破損し、自己資力によって居住する住宅を確保できない者を対象に応急仮設住宅を設置し、又は住宅の応急修理を実施する。

### 1 応急仮設住宅の設営

#### (1) 建設実施の決定

##### ア 災害救助法適用前

応急仮設住宅建設の実施は災害対策本部長の指示により、都市整備対策部建築班が担当する。事業の内容については、災害救助法の規定に準じて行うものとする。

##### イ 災害救助法適用後

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅建設の実施は、県知事が決定して行う。

大村市災害対策本部長は、県知事の職権の一部を委任された場合若しくは相当の被害があると判断され、知事の実施を待つことができない場合に、県知事の補助機関として、応急仮設住宅建設の実施に当たる。

#### (2) 建設地の選定

応急仮設住宅の建設地は、原則として市又は県の公園等公共空地の中から、都市整備対策部建築班が関係各部各班の協力を得て選定する。

#### (3) 建設の実施

##### ア 建設戸数

応急仮設住宅の建設戸数は、災害救助法の基準により全壊、全焼、流失戸数等の状況に応じ必要最小限とする。

##### イ 建設の基準

(ア) 規 模：1戸あたり29.7㎡（9坪）

(イ) 費 用

応急仮設住宅1戸あたりの建設にかかる費用は、災害救助法の定めによる。

##### ウ 着工及び供与の期間

災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与の期間は完成の日から2年以内とする。

##### エ 応急仮設住宅建設の実施

都市整備対策部建築班は、建設地の選定を終えた後直ちに住宅建設の実施に必要な資機材の調達、要員の確保について、県若しくは長崎県建設業協会大村支部等に要請し、設計、監督等の総括事務に当たるものとする。

#### (4) 入居者の選定

入居者の選定は、以下に掲げる資格基準に基づき、災害対策本部長が関係各部職員、行政委員、民生委員等による協議会を開催し、その意見を聞いて選定の上、県知事に報告する。その後、知事の収容者決定及び市長への通知を受けて、工事の完了次第入居者を収容する。

入 居 資 格 基 準	
住宅が全壊、全焼又は流出した世帯で、自らの資力では住宅を確保することができない者で、次に掲げる者を優先する。	
1 生活保護法の被保護者並びに要保護者	5 特定の資産のない勤労者
2 特定の資産のない失業者	6 特定の資産のない小企業者
3 特定の資産のない未亡人、母子世帯	7 前各号に準ずる経済的弱者
4 特定の資産のない老人、病弱者、身体障がい者	

## 2 応急仮設住宅サポート拠点の開設

市は、関係機関、関係団体等の協力を得ながら、必要に応じて、応急仮設住宅の建設区域内に総合生活相談、デイサービス、グループホーム等の機能を有するサポート拠点を開設し避難行動要支援者の生活支援を行う。

## 3 被災住宅の応急修理

### (1) 応急修理実施の決定

#### ア 災害救助法適用前

応急修理の実施は、災害対策本部長の指示により都市整備対策部建築班が担当する。事業の内容については、災害救助法の規定に準じて行うものとする。

#### イ 災害救助法適用後

災害対策本部長は、県知事の職権の一部を委任されているので、県知事の補助機関として、応急修理給付の実施に当たる。

#### ウ 対象者

応急修理の実施の対象者は、次のとおりとする。

- (ア) 住宅が半壊、半焼などの被害を受け、当面の日常生活を営むことができない状態にある世帯
- (イ) 自らの資力では、住宅の修理ができない世帯
- (ウ) 修理により、とりあえず日常生活を営むことができる世帯

#### エ 応急修理の給付内容

応急修理は、居室、炊事場、便所などの日常生活に欠くことのできない部分について、必要な最小限において実施（給付）するものとする。

修理に要する費用の限度は、災害救助法の規定による。

### (2) 修理対象者の選定

修理対象者の選定は、都市整備対策部建築班が関係各部の協力を得て、次に掲げる者を優先して選定するものとする。

- ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- イ 特定の資産のない失業者
- ウ 特定の資産のない未亡人、母子世帯
- エ 特定の資産のない老人、病弱者、身体障がい者
- オ 特定の資産のない勤労者
- カ 特定の資産のない小企業者
- キ 前各号に準ずる経済的弱者

### (3) 修理の実施

都市整備対策部建築班は、修理対象住宅の選定を終えた後、直ちに住宅の応急修理の実施に必要な資機材の調達、要員の確保について、県若しくは長崎県建設業協会大村支部等に要請し、設計、監督等の総括事務に当たるものとする。

#### ア 実施戸数

応急修理を実施する戸数は、災害救助法の規定により、半焼及び半壊数の3割以内とする。ただし、災害の状況、規模により、本部長がこの数を超えて実施する必要があると判断した場合は、県知事を経由して、厚生労働大臣の承認を求め、承認がなされたときは、基準を超えて実施するものとする。

#### イ 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法の基準によるものとし、現物給付（原材料費、労務費等）をもって実施するものとする。

#### ウ 修理期間

応急修理は、原則として災害発生の日から1ヶ月以内に完了するものとする。

## 第22節 農林水産業施設等の応急対策

- 1 災害が発生した場合は、その被災原因、被災状況等を調査し、詳細な記録をとるとともに、速やかに被害額を把握する。
- 2 被害施設の増破防止、農地の冠水排除、被災施設の機能回復等のため、必要に応じ、応急工事を実施する。

## 第23節 文教応急対策

### 1 学校における応急対策

#### (1) 災害発生時の対応

ア 市立学校の校長は、次の対応を行う。

(ア) 授業中に災害が発生した場合は、状況に応じ適切な緊急避難の指示を行う。

(イ) 災害の規模、児童生徒、教職員及び施設設備の状況を速やかに把握し、文教対策部（教育委員会）を通じて、市本部に報告する。

(ウ) 文教対策部（教育委員会）と協議し、被害状況に即した臨時休校や応急教育体制等の適切な措置をとり、決定次第保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

(エ) 指定避難所の開設等災害対策に協力するとともに、学校管理に必要な教職員を確保し、万全の体制を確立する。

イ 文教対策部（教育委員会）は、市本部の指示及び情報を速やかに各学校に連絡するとともに、適切な対応を指示する。



ウ 市本部のみで措置できない小・中学校等の応急対策については、県本部において、その連絡調整に当たることになっている。

(2) 応急教育体制

ア 災害の発生により、校舎や学校の敷地に通常の教育活動が実施できない程度の被害が生じた場合、市立学校の校長は、おおむね下表のとおり、教育活動の場を変更し、応急教育体制を整える。

災害の程度	応急教育実施の予定場所	教員確保の措置
学校の校舎の一部が被害を受けた程度の場合	1 使用可能な教室や体育館等を利用する。 2 使用可能な教室等を収容できない場合は、分散登校等により授業を実施する。	教職員の欠員が多数で実施が困難な場合は、県教育委員会と協議し、速やかに補充配置する措置を講ずる。
学校の校舎の全部が被害を受けた場合	1 公民館及び公共施設等を利用する。 2 隣接学校の校舎を利用する。 3 オンライン授業を実施する。	
特定の地区全体において相当大きな被害を受けた場合	1 住民避難先の最寄りの学校、災害を受けなかった最寄りの学校、公民館及び公共施設等を利用する。 2 応急仮校舎を建設する。 3 オンライン授業を実施する。	
広域な範囲において大きな被害を受けた場合	1 避難先の最寄りの学校、公民館及び公共施設等を利用する。 2 応急仮校舎を建設する。 3 オンライン授業を実施する。	

イ 文教対策部（教育委員会）は、教育活動が災害のために中断することが無いように、応急教育体制を整えるために必要な教育活動を行う場の選定について関係諸団体とあらかじめ協議しておくとともに、教職員及び住民に対する周知徹底を図る。

ウ 文教対策部（教育委員会）は、教職員が災害のため欠員となった場合の要請に直に対処できるよう教職員の被害状況を速やかに調査するとともに、その欠員状況に応じ県教育委員会と協議して補充配置する措置を講ずる。

エ 被害の程度に応じ、教育活動の場が公民館や公共施設等に変更される場合、又は学校が避難所として学校施設の目的外に使用される場合、さらに、教科書、学用品等の損失が生じた場合には、市立学校の校長は、次の点に留意して応急教育体制を整えなければならない。

- (ア) 教科書、学用品等を損失した児童、生徒のみの負担にならないよう応急措置をとるとともに、関係方面に協力を求める。
- (イ) 対面授業が不可能となる事態が想定される場合は、教育の中断や低下をきたさないよう、オンライン授業による学習の方法等をあらかじめ指導する。
- (ウ) オンライン授業を実施する場合は、家庭の通信環境を掌握し、通信不能な環境にある家庭の児童生徒に公的な施設を学習の場として提供することなどに留意する。
- (エ) 対面授業不能が長期にわたるときは、連絡の方法、組織の整備工夫をする。

(3) 教材、学用品の調整及び給与の方法

災害救助法に定める基準外の教材、学用品等の調達、給与あるいは購入の斡旋方法については、文教対策部（教育委員会）において計画を樹立しておくものとする。

(4) 給食の実施

災害状況に応じ、学校給食の実施に努めるものとする。

## 2 応急保育

### (1) 災害発生時の体制

市立保育所長、市立こども園長及び市立幼稚園長は、状況に応じ適切な緊急避難の措置を講ずることとする。

ア 市立保育所長、市立こども園長及び市立幼稚園長は、災害の規模、園児・職員及び施設等の被害状況を把握し、速やかに罹災救助部こども対策班長に報告するものとする。

イ 勤務時間外に災害が発生した場合は、職員は所属の保育所、こども園又は幼稚園に参集し、市が行う災害応急対策により、応急保育の実施及び保育所、こども園又は幼稚園の管理等のための体制を確立するものとする。

ウ 市立保育所長、市立こども園長及び市立幼稚園長は、あらかじめ準備した応急保育計画に基づき、臨時の勤務編成を行うなど、速やかに災害時勤務体制への調整を図るとともに、園児及び保護者に周知徹底を図るものとする。

エ 本部長は、必要に応じて、市立保育所長、市立こども園長及び市立幼稚園長に対して適切な緊急対策を指示するものとする。

### (2) 応急保育の実施

市立保育所長、市立こども園長及び市立幼稚園長は、職員の掌握及び園児の罹災状況を把握し、復旧態勢に努める。

ア 罹災救助部は、情報、指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、市立保育所長、市立こども園長及び市立幼稚園長はその指示事項の徹底を図るものとする。

イ 応急保育計画に基づき、受入れ可能な園児は、保育所、こども園又は幼稚園において保育するものとする。また、罹災により通園できない園児については、地域ごとに実情を把握するよう努めるものとする。

ウ 避難場所に施設を提供したため、保育所、こども園又は幼稚園として利用ができないときは、罹災救助部と協議して早急に保育が再開できるよう措置するとともに、平常保育の開始される時期を早急に保護者に連絡するものとする。

## 3 公民館及びその他の社会教育施設の対策

災害発生時においては、公民館等社会教育施設は、災害応急対策として特に避難場所等に利用されることが多いので、被害状況を速やかに掌握するとともに、その応急修理実施に努めるものとする。

## 4 文化財対策

被災文化財については、現況を維持するよう被害文化財個々につき、復旧対策を当該文化財の所有者又は管理者に指示、指導する。

## 第24節 労務供給

### 1 ボランティアに係る対応

#### (1) 災害ボランティアセンターの設置

ア 大村市社会福祉協議会は、災害発生後速やかに災害時のボランティア活動の拠点として、災害ボランティアセンターを設置し、被害状況に応じた活動拠点・資機材を確保する。

イ 市は、災害ボランティアセンターと連携してボランティアによる支援活動を推進する。

#### (2) 災害ボランティアセンターの業務

災害ボランティアセンターは、主として次の業務を行う。

ア ボランティア需要の把握

イ 関係機関（長崎県（市町）社会福祉協議会、大村青年会議所（JC）、男女共同参画センターなど）への協力要請

ウ ボランティアの受入れ・受付け

エ ボランティア需要の調整・派遣指示

オ ボランティア関連情報の発信

カ ボランティア活動情報の集約・管理

#### (3) 災害ボランティアセンターにおけるボランティアの活動内容

○情報の収集・提供

○避難所の運営補助

○炊き出し

○物資運搬

○救援物資の集配

○流出物・がれき等の片づけ・仕分け

○義援金受付の広報活動

### 2 労務者の雇用

活動要員及び奉仕団の人員が不足し、また特殊作業のための労力が必要なときは労務者を雇用するものとする。

#### (1) 労務者雇用の範囲

ア 医療及び助産の移送のための労務者

イ 罹災者救出のための労務者

ウ 飲料水の供給のための労務者

エ 救済用物資の整理・輸送及び配分のための労務者

オ 遺体の捜索のための労務者

カ 遺体の処理のための労務者

#### (2) 職業安定所長への要請

市だけで労務者が不足し、又は雇用ができないとき、次の事項を付し、職業安定所長へ求人申し込みを行い、労務者を確保する。

ア 労務者の雇上げを要する目的又は作業種目

イ 労務者の所要人数

ウ 雇用を要する期間

エ 労務者を雇用する理由

### 3 労務者雇用の期間

労務者雇用期間は、災害応急対策の開始から終了までの期間とするが、災害救助法に基づく労務者の雇用期間は、それぞれ救助の実施が認められている次の期間である。ただし、県知事の承認を得て延長された場合は、自動的に延長される。

(1) 医療及び助産における移送のための労務者

- ア 医療における移送 . . . . . 災害発生の日から 14 日以内
- イ 助産における移送 . . . . . 災害発生の日から 7 日以内

(2) 罹災者の救出のための労務者 . . . . . 災害発生の日から 3 日以内

(3) 飲料水の供給のための労務者 . . . . . 災害発生の日から 7 日以内

(4) 救済用物資の整理・輸送及び配分のための労務者

- ア 被服、寝具、その他生活必需品の整理等 . . . 災害発生の日から 10 日以内
- イ 学用品の整理等
- イ (ア) 教科書 . . . . . 災害発生の日から 1 か月以内
- イ (イ) その他の物 . . . . . 災害発生の日から 15 日以内
- ウ 炊出し用食糧品等 . . . . . 災害発生の日から 7 日以内
- エ 衣料品、衛生材料の整理等 . . . . . 災害発生の日から 10 日以内

(5) 遺体の捜索のための労務者 . . . . . 災害発生の日から 10 日以内

(6) 遺体の処理のための労務者 . . . . . 災害発生の日から 10 日以内

### 4 労務者の賃金

雇用労務者に対する賃金は、当該地域における通常の実費程度を支給する。

## 第 25 節 被害等に関する報告

市は、災害対策基本法第 53 条（同施行令第 21 条）に基づき、災害の状況等を県（県と連絡が取れない場合は、直接、国（総務省消防庁））に対して報告する。

### 1 報告に必要な被害等の調査

- (1) 災害対策本部各部からの要員を指定し、調査班等を編成して、必要な調査を行う。
- (2) 市単独での調査が困難な場合は、県央振興局・関係機関等に応援を要請し、その支援のもと調査を行う。
- (3) 調査にあたっては、調査脱漏、重複がないよう、事前の情報共有・調整、地域割り等を行い実施する。

### 2 被害の認定基準

(1) 人的被害

- ア 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。

イ 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。

ウ 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みのものとする。

エ 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みのものとする。

注) 「(1) 人的被害」の計上に関する取扱については、「3 人的被害の把握に係る事項」によるものとする。

## (2) 住家被害

ア 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

イ 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なものとする。具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

ウ 「半壊」とは、住家がその居住のため基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用することができる程度のものとする。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合の20%以上50%未満のものとする。

エ 「一部破損」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

オ 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

カ 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

## (3) 非住家被害

ア 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

イ 「公共建物」とは、例えば役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。

ウ 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

エ 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

## (4) その他

ア 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。

イ 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。

ウ 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

- エ 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- オ 「道路」とは、道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- カ 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- キ 「河川」とは、河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- ク 「港湾」とは、港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- ケ 「砂防」とは、砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- コ 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- サ 「がけくずれ」とは、自然がけ及び宅地造成に伴う人造がけの崩落、崩壊等により人及び建物に被害を及ぼし、又は道路、交通等に支障を及ぼしたものをいう。  
ただし、被害を与えなくても、その崩落、崩壊が50立方mを超えられるものは報告するものとする。
- シ 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。  
「船舶被害」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- ス 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- セ 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- ソ 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- タ 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- チ 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- ツ 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。  
例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- テ 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

(5) 被害金額

- ア 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- イ 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいう。

具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。  
ウ 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいう。

具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。  
エ 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市整備等の公用又は公共の用に供する施設とする。

オ 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農産物等の被害とする。

カ 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

キ 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

ク 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚貝、漁船等の被害とする。

ケ 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

コ 「その他」とは、上記ア～ケを除く住家等の被害とする。

### 3 人的被害の把握に係る事項

人的被害の計上については、平成24年3月9日付け消防庁第49号に基づき以下のとおりとする。

#### (1) 「死者」に関する事項

##### ア 死者の扱い

以下に掲げるものについては、死者として計上する。

(ア) 死体を確認したもの（身元不明のものを含む。）

(イ) 当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）（以下「弔慰金法」という。）に基づき災害が原因で死亡したと認められるもの（当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）

##### イ 死者の計上場所

ア（ア）のケースについては、原則、被災地（「本人が実際に被害を受けた場所（町丁別）以下、同じ」）で計上するものとするが、それによりがたい場合は、次の例を参考に判断する。

(ア) 土砂崩れや河川のはん濫に巻き込まれたものなどで、被災地と死体発見場所が異なると考えられる場合

a 被災地が確定又は推定できる場合	被災地で計上
b 被災地が不明でかつ死体発見場所が確定又は推定できる場合（ただし、dの場合を除く。）	死体発見場所で計上
c 被災地も死体発見場所も不明な場合	死亡届に添付される「死亡診断書（死体検案書）」の欄「外因死の追加事項」の「傷害が発生したところ」（記載が無い場合は、「死亡したところ」）に記載された場所で計上
d 被災地が不明で、明らかに災害場所と関係のない場所で死体が発見された場合	居住地、勤務地、出張先若しくは旅行先などを勘案し、適当と認められる場所で計上

(イ) ア（イ）のケースについては、原則として弔慰金法に基づき災害による死亡と認定した市町とするが、被災地や死亡地等災害の様態から当該市町で計上することが不適当と考えられる場合は、上記(ア)に準じて判断することができる。

ウ 県へ報告する際の計上は「大村市」として一括計上する。

(2) 「行方不明者」に関する事項

ア 行方不明者の扱い

当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるもので、死体が見つからない場合において、以下に掲げるものについては、行方不明者として計上する。

なお、当該災害による避難等で、単に所在が不明となった者については、行方不明者として計上しないこととする。

(ア) 当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第86条の規定に基づき関係者により死亡届が提出されたもの

(イ) 当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第89条の規定に基づき官庁又は公署から市町長等に報告があったもの（いわゆる認定死亡）

(ウ) 当該災害が原因で所在不明となり、民法第30条に基づき家庭裁判所において失踪宣告がなされたもの

(エ) 当該災害が原因で所在不明となり、弔慰金法第4条に基づき死亡したと推定されるもの

(オ) 当該災害が原因で所在不明となり、警察機関において、当該災害が原因で行方不明となった旨の相談や届出を受理しているもの

(カ) 当該災害が原因で所在不明となり、前項によるものの他、住民からの情報提供等により、市町等において行方不明者として知り得たもののうち、死亡の疑いがあるもの

イ 行方不明者の計上場所

原則、被災地で計上するものとするが、それにより難しい場合は、次の例を参考に判断する。



a 被災地が確定又は推定できる場合	被災地で計上
b 被災地が不明な場合	弔慰金法に基づき災害による死亡と認定した場所で計上
c 被災地が不明な場合で被災当時の所在地が、明らかに災害場所と関係の無い場所であった場合	勤務地、出張先若しくは旅行先などを勘案し、適当と認められる場所で計上

ウ 県へ報告する際の計上は「大村市」として一括計上する。

(3) 負傷者（重傷者・軽傷者）に関する事項

ア 負傷者の扱い

原則、当該災害による直接的な負傷（疾病は含まない。以下同じ）によるものを計上する。

なお、避難所等における避難生活中に負傷したものについては、表中のbに掲げるものを除き、負傷者に含めないものとする。

a 家屋倒壊などの当該災害が直接的な原因となり負傷した者	「2 被害の認定基準」の重傷又は軽傷の定義に基づき、それぞれの区分で計上
b 当該災害により負傷し、又は疾病にかかった者で、精神又は身体に障がいがあるものとして弔慰金法第8条の規定に基づき、災害障害見舞金の支給を受けた者	「2 被害の認定基準」の重傷又は軽傷の定義に掲げる治療の見込みに基づき、それぞれの区分で計上

イ 負傷者の計上場所

原則、被災地で計上するものとする。

直接的な原因で負傷した場合	被災地で計上
被災地が特定できない場合	弔慰金法に基づき認定した場所で計上

ウ 県へ報告する際の計上は「大村市」として一括計上する。

**4 被害報告の基準、種別、報告要領**

(1) 被害報告等の基準

県、状況により国（消防庁）に報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 災害対策本部を設置して対応したもの
- ウ 市、県をまたぎ全国的には、同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- オ 災害による被害が当初は軽微であっても、事後ア～エの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの
- カ 地震が発生し、市域で震度4以上を記録したもの
- キ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

(2) 被害報告等の要領

ア 被害報告については、災害の規模及び性質によって短時間に正確な事項別の被害状況を把握することが困難な場合があり、また、全体の被害状況が判明してからの報告では、県における災害状況の把握が遅れて支障をきたすおそれがあることから、まず災害が発生した場合は、直ちに災害の態様を報告し、あわせて災害対策本部の設置状況など、災害に対して取った措置を報告する。

イ 被害程度の事項別の報告は、確定報告を除き原則として電話をもって行うが、緊急を要するもの、又は特に指示のあった場合を除き、1日1回以上行う。

ウ 被害報告は、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住宅被害を優先させるものとする。

(3) 被害報告等の種別

種 別	様 式 等	摘 要
災 害 概 況 即 報	「資料編 X II 県に対する報告・要請」の項による。	災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合に用いる。
被 害 状 況 報 告		報告の時点で判明している最新の数値を記入する。 (被害額は省略できる。)
事 業 別 被 害 報 告		他の法令又は通達等に基づき行うもの